

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月28日
【事業年度】	第111期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社栗本鐵工所
【英訳名】	Kurimoto, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横内 誠三
【本店の所在の場所】	大阪市西区北堀江一丁目12番19号
【電話番号】	大阪6538局7724
【事務連絡者氏名】	コーポレートセンター 経理ユニット長 小島 真也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区新橋四丁目1番9号 (株式会社 栗本鐵工所 東京支社)
【電話番号】	東京3436局8001
【事務連絡者氏名】	総務部長 佐藤 容啓
【縦覧に供する場所】	株式会社栗本鐵工所東京支社 (東京都港区新橋四丁目1番9号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第107期	第108期	第109期	第110期	第111期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
(1) 連結経営指標等					
売上高 (百万円)	123,128	169,344	169,091	166,895	151,371
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	850	778	1,301	△1,150	33
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	△5,372	△11,840	1,013	692	557
純資産額 (百万円)	92,920	85,572	88,114	91,313	86,647
総資産額 (百万円)	181,275	214,966	216,638	224,466	213,329
1株当たり純資産額 (円)	709.86	675.05	684.94	715.44	665.61
1株当たり 当期純利益金額又は 当期純損失金額(△) (円)	△40.48	△92.52	7.95	5.38	4.37
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	51.3	39.8	40.7	40.7	39.8
自己資本利益率 (%)	△5.6	△13.3	1.2	0.8	0.6
株価収益率 (倍)	△3.8	△2.5	42.0	77.3	72.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	644	13,287	△264	△7,576	△525
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△10,408	3,004	△3,598	1,027	△687
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,393	△15,566	△217	6,027	△1,284
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	18,557	25,978	22,574	22,058	20,136
従業員数 (名)	2,315	2,674	2,796	2,687	2,797

回次	第107期	第108期	第109期	第110期	第111期
決算年月	平成15年 3月	平成16年 3月	平成17年 3月	平成18年 3月	平成19年 3月
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (百万円)	104,943	85,023	86,639	81,432	78,592
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	982	1,033	908	△1,787	1,138
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	△5,245	896	1,481	682	△10,353
資本金 (百万円)	31,186	31,186	31,186	31,186	31,186
発行済株式総数 (千株)	133,984	133,984	133,984	133,984	133,984
純資産額 (百万円)	91,441	96,551	99,292	102,398	86,080
総資産額 (百万円)	157,764	160,459	161,668	169,116	149,566
1株当たり純資産額 (円)	698.55	761.66	771.82	802.29	674.50
1株当たり配当額 (内、1株当たり中 間配当額) (円)	4.00 (2.00)	4.00 (2.00)	4.00 (2.00)	4.00 (2.00)	4.00 (2.00)
1株当たり 当期純利益金額又は 当期純損失金額(△) (円)	△39.52	7.00	11.61	5.31	△81.12
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	58.0	60.2	61.4	60.5	57.6
自己資本利益率 (%)	△5.5	1.0	1.5	0.7	△11.0
株価収益率 (倍)	△3.9	33.3	28.8	78.3	△3.9
配当性向 (%)	—	56.8	34.5	75.1	—
従業員数 (名)	1,761	1,745	1,712	1,686	1,610

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 第107期及び第108期の連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載していない。

3 第109期、第110期及び第111期の連結ベースの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していない。

4 第107期及び第111期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載していない。

5 第108期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、転換社債を発行しているが、調整計算の結果1株当たり当期純利益金額が減少しないため記載していない。

6 第109期及び第110期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していない。

7 第107期及び第111期の配当性向については、1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載していない。

8 第111期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。

2【沿革】

明治42年2月	創設者・故栗本勇之助が合資会社栗本鐵工所を千島工場に創設し、水道及びガス用鑄鉄管の製造開始。
昭和9年5月	組織を株式会社（資本金250万円）に変更するとともに、機械部を新設して、産業機械、製缶、鑄鉄、鑄鋼の製造開始。
昭和13年3月	住吉工場を新設し、製缶工場及び機械工場を建設。
昭和15年11月	傍系会社、明光重工業㈱を合併し、加賀屋工場とする。
昭和24年5月	東京・大阪各証券取引所市場第一部に上場。
昭和35年11月	松戸工場を新設し、軽量鋼管の製造開始。
昭和43年9月	交野工場を建設し、住吉工場の軽量鋼管設備を移設。
昭和44年3月	クリモトビルを新築して、本社を現在地に移転。
昭和44年5月	泉北工場を建設し、バルブの製造開始。
昭和46年8月	埼玉工場を建設し、軽量鋼管の製造を開始。
昭和47年12月	堺工場（後に大阪臨海工場と名称を変更）を新設し、鉄構製品の製造を開始。
昭和51年4月	㈱名取製作所を合併し、埼玉工場を含めて名取工場（後に埼玉工場と名称を変更）とし、鉄構製品の製造を開始。
昭和59年1月	札幌工場を新設し、軽量鋼管の製造を開始。
昭和59年8月	南港製品センターを開設し、ダクタイル鉄管の物流センターとする。
昭和62年4月	新日本パイプ㈱を合併し、堺工場とし、小口径ダクタイル鉄管の製造を開始。
”	若宮工場を開設し、軽量鋼管の製造を開始。
平成元年8月	堺築港工場を開設し、物流基地と鉄構製品の組立工場とする。
平成3年10月	広島工場を開設し、軽量鋼管の製造を開始。
平成10年7月	関東物流センターを開設し、ダクタイル鉄管の物流センターとする。
平成10年8月	仙台工場を開設し、軽量鋼管の製造を開始。
平成12年5月	知多工場を開設し、軽量鋼管の製造を開始。
平成13年10月	古河工場を開設し、軽量鋼管の製造を開始。
平成14年3月	千島工場を閉鎖。
平成14年10月	広島工場を閉鎖。
平成14年11月	岡山工場を開設し、軽量鋼管の製造を開始。
平成15年3月	松戸工場を閉鎖。
平成16年3月	栗本建材㈱を吸収合併。
平成17年9月	埼玉工場を閉鎖。
平成18年12月	南港製品センターを閉鎖。
平成19年3月	泉北工場を閉鎖。

3【事業の内容】

当社のグループは、当社、子会社30社及び関連会社5社で構成され、鉄鋼・鋳鋼関連事業、鋼製構造物・機械関連事業、建築及び建築関連事業、その他事業の製品の製造販売を主な内容として事業活動を展開している。

なお、当グループの事業に係わる位置づけは次の通りである。

鉄鋼・鋳鋼関連事業……………当社が製造販売する他、一部については、連結子会社ヤマトガワ(株)、三興機鋼(株)及び関連会社北海道管材(株)を代理店として販売している。又、工事関係については、連結子会社(株)クリモテクノス及びピー・エス・ティ(株)に委託している。

鋼製構造物・機械関連事業……………当社が製造販売する他、一部については連結子会社クリモメック(株)が販売している。又、工事関係については、連結子会社(株)クリモテクノスに委託している。

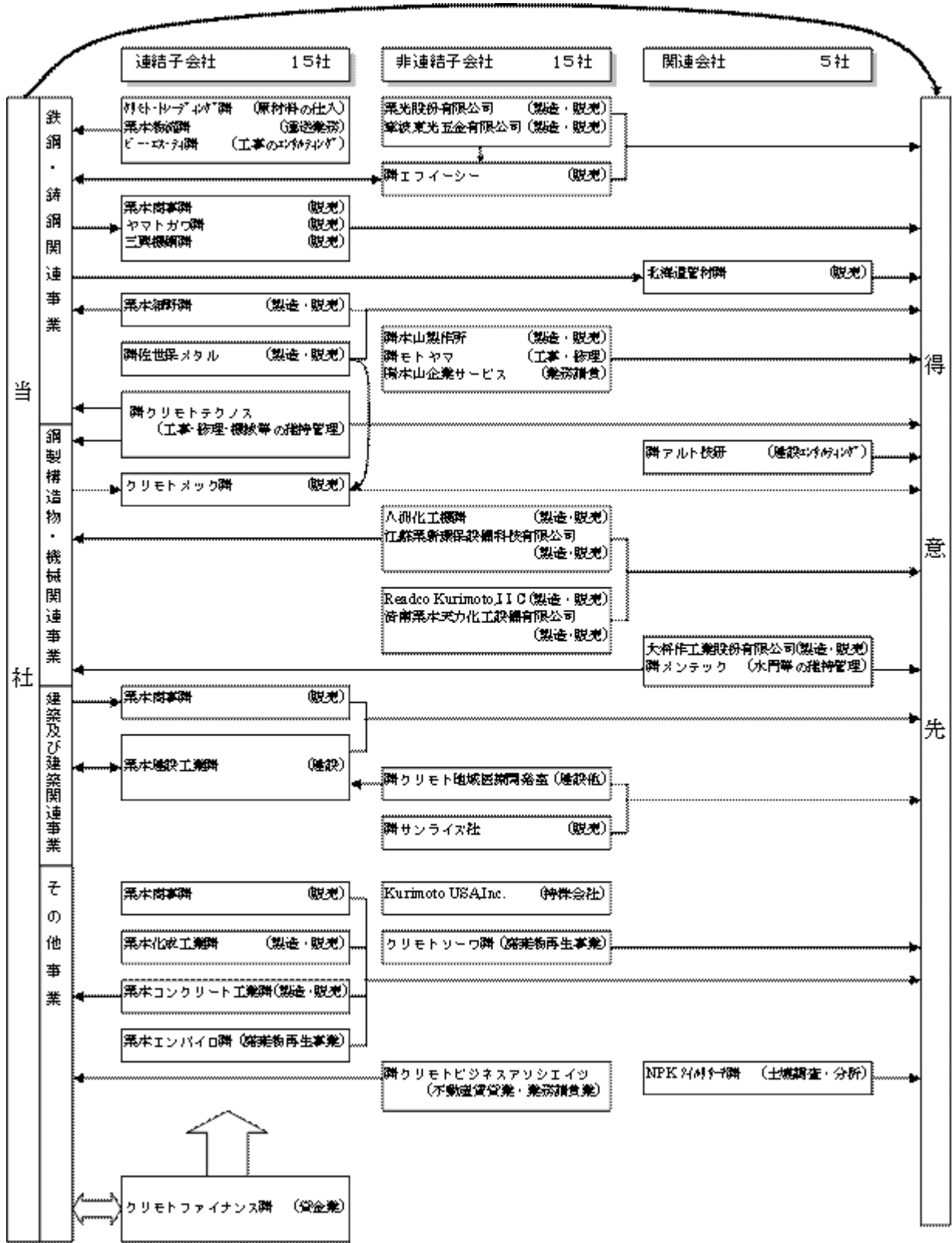
建築及び建築関連事業……………当社が関連製品を製造販売する他、建築関係については、連結子会社栗本建設工業(株)が設計・施工を行っている。

その他事業……………連結子会社栗本化成工業(株)が製造販売する他、連結子会社栗本コンクリート工業(株)が製造し当社が仕入れて販売している。

当グループの製品の一部は、連結子会社栗本商事(株)を通じて販売されている。

Kurimoto USA, Inc. は、米国における持株会社である。

事業の系統図は次の通りである。



連結子会社、非連結子会社及び関連会社は次の通りである。

連結子会社

栗本建設工業(株)	土木建築総合工事請負他
栗本商事(株)	鋳鉄管・軽量鋼管その他の販売
栗本化成工業(株)	ポリコンFRP管・合成樹脂成型品の製造・販売
(株)クリモテクノス	鋼構造物他の工事、プラント機械等の維持管理、バルブ製品等の据付・修理工事・保守
クリモト・トレーディング(株)	鋳鉄管他の原材料の調達
ピー・エス・ティ(株)	鋳鉄管他の工事のコンサルティング
栗本物流(株)	鋳鉄管他の運送業務
クリモトメック(株)	各種産業機械その他の販売
クリモトファイナンス(株)	資金の貸付・事務代行・債権管理
(株)佐世保メタル	鋳鉄・鋳鋼品・各種鋳物の製造・販売
ヤマトガワ(株)	鋳鉄管・合成樹脂製品・各種鋼管の販売
栗本コンクリート工業(株)	ヒューム管他の製造・販売
栗本エンバイロ(株)	廃棄物の再生事業
三興機鋼(株)	鋳鉄管他の販売
栗本細野(株)	鋳鉄管・異形管及びその付属品の製造販売

非連結子会社

(株)本山製作所	バルブ等の製造・販売
(株)モトヤマ	バルブ等の保守・整備・メンテナンス及び販売
(有)本山企業サービス	業務請負業
(株)クリモトビジネスアソシエイツ	各種業務請負業・不動産賃貸及び損害保険代理業務
栗光股份有限公司	バルブ等の製造・販売
クリモトソーワ(株)	廃棄物再生事業
(株)エフイーシー	バルブ等の販売及び輸出入
(株)クリモト地域医療開発室	土木建築工事請負
八洲化工機(株)	各種化学、医薬関連機械の設計・製造・販売及びメンテナンス
江蘇栗新環保設備科技有限公司	環境設備機器の製造・販売
(株)サンライズ社	軽量鋼管他の販売
Kurimoto USA, Inc.	米国における持株会社
Readco Kurimoto, LLC	産業機械製造・販売
寧波東光五金有限公司	バルブ等の製造・販売
濟南栗本天力化工設備有限公司	間接加熱乾燥、粉体プラント設備の生産、設計及び販売

関連会社

北海道管材(株)	鋳鉄管他の販売
(株)アルト技研	建設コンサルタント業
NPKソイルリサーチ(株)	土地・土壌及び地下水の汚染調査・分析及び対策
大将作工業股份有限公司	鋼構造物他の設計・製作・据付
(株)メンテック	水門等の維持管理

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 栗本建設工業㈱(注) 3	大阪市 西区	1,400	建築及び建築関連事業	100.0	当社設備の建設工事を委託している。 役員の兼任2名
栗本商事㈱	大阪府 堺市	200	鉄鋼・鋳鋼関連事業 建築及び建築関連事業 その他事業	100.0	当社製造の鋳鉄管・軽量鋼管等を販売 している。 役員の兼任2名
栗本化成工業㈱	大阪市 西区	300	その他事業	100.0	役員の兼任4名
㈱クリモテクノス(注) 2	大阪市 住之江区	100	鋼製構造物・機械関連事業 鉄鋼・鋳鋼関連事業	100.0 (6.0)	当社の鋼製構造物他の工事、プラント 機械等の維持管理、バルブ製品等の据 付・修理工事・保守を委託している。 役員の兼任1名
クリモト・トレーディング㈱	大阪府 堺市	50	鉄鋼・鋳鋼関連事業	100.0	当社製造の鉄鋼・鋳鋼製品等の原材料 を調達している。 役員の兼任1名
ピー・エス・ティ㈱	大阪市 住之江区	100	鉄鋼・鋳鋼関連事業	100.0	当社製造の鉄鋼・鋳鋼製品工事のエン 지니어リングを委託している。 役員の兼任1名
栗本物流㈱	大阪府 堺市	90	鉄鋼・鋳鋼関連事業	100.0	鉄鋼・鋳鋼製品を中心とする当社製品 の運送業務を委託している。 役員の兼任1名
クリモトメック㈱	大阪市 住之江区	90	鋼製構造物・機械関連事業	100.0	当社製造の機械製品等を販売してい る。 役員の兼任2名
クリモトファイナンス㈱	大阪市 西区	10	その他事業	100.0	当社及び当社の関係会社に対する資金 の貸付、事務代行及び債権管理業務を 行っている。 当社は金融機関借入金に対する債務保 証を行っている。 役員の兼任2名
㈱佐世保メタル	長崎県 佐世保市	100	鉄鋼・鋳鋼関連事業	100.0	役員の兼任2名
ヤマトガワ㈱	大阪市 西区	60	鉄鋼・鋳鋼関連事業	92.4	当社製造の鋳鉄管・軽量鋼管等を販売 している。 役員の兼任1名
栗本コンクリート工業㈱	滋賀県 愛知郡	200	その他事業	85.0	役員の兼任2名
栗本エンバイロ㈱	茨城県 古河市	50	その他事業	100.0	役員の兼任無し
三興機鋼㈱	大阪市 西区	190	鉄鋼・鋳鋼関連事業	88.7	当社製造の鋳鉄管他を販売している。 役員の兼任無し
栗本細野㈱	埼玉県 川口市	90	鉄鋼・鋳鋼関連事業	99.4	当社販売の鋳鉄管・異形管及びその付 属品を製造している。 役員の兼任2名

(注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。

2 ㈱クリモテクノスの議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数。

3 栗本建設工業㈱については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えている。

主要な損益情報等	①売上高	36,547百万円
	②経常損失	896百万円
	③当期純損失	880百万円
	④純資産額	433百万円
	⑤総資産額	35,367百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（名）
鉄鋼・鋳鋼関連事業	1,084
鋼製構造物・機械関連事業	733
建築及び建築関連事業	578
その他事業	207
全社（共通）	195
合計	2,797

(注) 1 従業員数は就業人員数である。

2 人員には嘱託、雇員を含んでいない。

(2) 提出会社の状況

平成19年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
1,610	39.6	16.2	5,797,822

(注) 1 従業員数は就業人員数である。

2 人員には嘱託、雇員を含んでいない。

3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

(3) 労働組合の状況

労使関係については特に記載すべき事項はない。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油や原材料価格の高騰などの不安材料を抱えながらも、堅調な内需の拡大と輸出の伸長により、緩やかな拡大基調にあった。また、雇用情勢の好転を背景に個人消費も回復傾向にあり、景気は着実に回復推移した。

しかしながら、当社の主なる市場である公共事業分野においては、国・地方の財政難により、その需要は減少の一途をたどり、当社業績にも大きな影響を与えている。

このような状況のもとで、当社グループはコンプライアンス経営の徹底を基盤とした経営体質の改革を加速化し、収益構造の再構築につとめてきた。

受注面では、「鋼製構造物・機械関連事業」において、鋼橋上部工事にかかる独占禁止法違反による営業停止、水門の製造・工事業者らに対する独占禁止法違反による指名停止の影響を受け、受注減となったが、国内需要の回復に伴い「鉄鋼・鋳鋼関連事業」、「その他事業」ならびに「建築及び建築関連事業」において増加した。

売上面では、「鉄鋼・鋳鋼関連事業」ならびに「その他事業」が堅調に推移して増加した反面、「鋼製構造物・機械関連事業」と特に「建築及び建築関連事業」の減少幅が大きく、全体では減少となった。

この結果、期間受注高は1,586億円（前連結会計年度比9.9%増）、売上高は1,513億円（前連結会計年度比9.3%減）、受注残高は780億円（前連結会計年度比13.0%増）となった。

利益面では、スクラップ、鋼材等の原材料高騰によるコストアップと「建築及び建築関連事業」の減収による減益ならびに公共事業分野における低価格入札の影響等の要因があったが、積極的なコスト削減に取り組んだ結果、経常利益は0.3億円、当期純利益は5億円となった。

（セグメント別の概況）

「鉄鋼・鋳鋼関連事業」は、継続的な公共事業の縮減と、原材料高騰の影響下にあるなかで、鉄管部門については国内需要量の底うちと高機能ダクタイル鉄管の拡販により売上高の減少に歯止めがかかり、受注、売上ともに増加した。一方、バルブ部門においては、官需、民需とも国内市場環境は厳しく、熾烈な価格競争が展開された結果、売上高は減少した。これらにより、受注高は518億円（前連結会計年度比16.3%増）、売上高は513億円（前連結会計年度比10.1%増）となった。

「鋼製構造物・機械関連事業」は、引き続き好調な自動車業界の設備投資を受けて機械部門の鍛圧機の受注、売上が伸びた反面、公共事業分野では想像を超える熾烈な受注競争による受注単価の下落により鉄構部門の受注ならびに環境部門の売上高が減少した。その結果、受注高は363億円（前連結会計年度比3.5%減）、売上高は402億円（前連結会計年度比6.3%減）となった。

「建築及び建築関連事業」は、活発な設備投資を背景に建材部門は、新商品の拡販、生産プロセスの改善による増産等に取り組んだが、建設部門においては、耐震偽装事件で建設市場全体の受注環境が激しく売上高が大幅に減少した。これにより受注高は596億円（前連結会計年度比10.0%増）、売上高は490億円（前連結会計年度比29.3%減）となった。

「その他事業」は、原材料の高騰や合成樹脂管やヒューム管においては他管種との競合など、激しい市場環境にあるなかで、新商品の拡販に注力した結果、受注高は107億円（前連結会計年度比36.1%増）、売上高は107億円（前連結会計年度比36.3%増）となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物は、有価証券及び有形固定資産の売却等の収入があったが、有価証券、有形固定資産及び関係会社株式の取得ならびに社債の償還などの支出等があり、前連結会計年度末より19億円減少し201億円となった。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、5億円の支出となった。これは税金等調整前当期利益38億円に減価償却等の非資金項目と売上債権・たな卸資産を中心とする流動資産、仕入債務を中心とする流動負債等の増減によるものである。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、6億円の支出となった。これは主に有価証券の取得、売却と有形固定資産の売却に伴うものである。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、12億円の支出となった。これは長期借入金の増加に対して、短期、長期借入金の減少ならびに社債の償還によるものである。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りである。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前期比（％）
鉄鋼・鋳鋼関連事業	44,570	13.9
鋼製構造物・機械関連事業	32,566	△2.7
建築及び建築関連事業	49,583	△29.1
その他事業	7,316	53.8
合計	134,036	△9.0

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去している。

2 金額は、売価換算額による。

3 上記金額には、消費税等は含まれていない。

(2) 受注状況

当連結会計年度における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りである。

事業の種類別セグメントの名称	受注高 (百万円)	前期比（％）	受注残高 (百万円)	前期比（％）
鉄鋼・鋳鋼関連事業	51,862	16.3	9,508	19.2
鋼製構造物・機械関連事業	36,301	△3.5	31,988	△11.0
建築及び建築関連事業	59,676	10.0	35,152	43.5
その他事業	10,771	36.1	1,353	120.6
合計	158,612	9.9	78,002	13.0

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去している。

2 上記金額には、消費税等は含まれていない。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次の通りである。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前期比（％）
鉄鋼・鋳鋼関連事業	51,372	10.1
鋼製構造物・機械関連事業	40,254	△6.3
建築及び建築関連事業	49,021	△29.3
その他事業	10,722	36.3
合計	151,371	△9.3

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去している。

2 上記金額には、消費税等は含まれていない。

3【対処すべき課題】

当社は、平成18年11月10日に東京高等裁判所から鋼橋上部工事にかかる独占禁止法違反の有罪判決を言い渡されたことにもない、建設業法の規定に基づき国土交通省から平成19年1月15日付で、平成19年1月30日から平成19年3月15日まで、45日間にわたる営業停止処分を受けた。期間中は経営体質改善を更に促進すべく、広範囲にわたり対外的な活動を自粛するとともに全従業員に対する啓発活動を通じ、改めてコンプライアンス経営の徹底をはかった。営業停止期間中は、お客様をはじめ株主の皆様、ならびに関係各位にご迷惑をおかけしたことをここに深くお詫び致します。

一方当社は、平成18年3月28日に水門の製造・工事業者らに対する独占禁止法違反に関して公正取引委員会の立入検査を受け、自主申告による課徴金減免申請を行うなど、同委員会の審査に全面的かつ真摯に協力したが、結果として平成19年3月8日、同委員会より平成17年5月31日までを対象期間として、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けるに至った。お客様をはじめ株主の皆様ならびに関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを重ねてお詫び致します。

当社としては、平成17年5月23日に鋼橋上部工事にかかる独占禁止法違反容疑で東京高等検察庁に刑事告発を受けて以来、一切の談合行為を排除した。しかしながら、過去の同時期に鋼橋上部工事及び水門の製造・工事の2分野において談合行為があったことは事実であり、二度とこの様な事態を起こさないように、役員、従業員による企業倫理の徹底とコンプライアンス経営の研鑽をはかり、クリモトグループ総力を挙げて各方面の信頼回復に全力を尽くします。

平成19年度は、平成17年度を起点とする『中期3ヵ年経営計画』の最終年度にあたる。平成20年度を起点とする『新・中期3ヵ年経営計画』へつなげるため、部門間の連携を強化し、既存事業の拡大・周辺事業への展開のスピードアップをはかるとともに、M&A、アライアンス戦略を更に積極的に推進する。

なかでも、官需から民需へ、国内から海外への事業領域変革を一層加速させるため、官需主体である鉄構部門や収益力の脆弱な事業部門を再編し、環境部門を民需主体の業容へ変革するとともに、民需を主体とする機械部門、建材部門へ引き続き経営資源を集中するなど、民需拡大策をより強固に推進する。更に、下期偏重型から脱するため、上期決算を重視し、緻密なマーケティングに基づく顧客密着型営業を展開することで、より一層の営業力強化、収益力強化につとめる。また中核事業の鉄管部門においては、原材料であるスクラップ等の高騰に対応するため、昨年度に続き今年度も工場設備の更新を含め様々な合理化を実施している。今後は、耐震・耐久・安全性に優れる高機能ダクタイル鋳鉄管を標準品と位置づけ、更に効率的な生産に取り組む。

海外戦略としては、平成19年度より海外本部を新設し、部門毎の海外営業組織及び海外の事業所を一元的に管理することで、各々を戦略立案・情報収集拠点、販売拠点、製造拠点として、より一層の充実をはかり、経営資源を有効的に集中させることで、北米、欧州、中国、東・東南アジア地域への展開を更に加速化させる。さらに、平成19年2月にクリモトグループの一員となった株式会社本山製作所の海外展開力が付加されることで大幅な海外売上増をはかる。加えて、同社の持つバルブ類の経営資源とのシナジー効果により国内市場においても、バルブ部門の民需領域への拡販により当該部門の拡大と充実につとめる。

グループ会社においては、業容の類似点が多い連結子会社3社を合併し、株式会社クリモトテクノスを設立し、クリモトソイルバンク株式会社を解散させ、佐藤機材株式会社とヤマトガワ株式会社との合併を実施するなど、今後もグループとしての営業力強化、収益力強化に向けてグループ経営の合理化につとめる。

新製品、新事業については、各部門との連携を深め、事業化のための研究強化を目指した「クリモト創造技術研究所」が平成19年3月に竣工し、分散している研究拠点が集約された。そのなかで中核となる「ナノ・材料研究所」では、平成18年7月、従来の材料と比べ加工性に優れ耐圧不良に強い鉛フリー銅合金「クリカブロンズ」の開発に成功した。また、今後様々な用途が期待される「軽量構造用高強度マグネシウム合金」の開発にも成功しており、更には強度が劣化せずに接合できる技術の開発も進んでいる。今後も産学の連携を深め、これらの新素材の製品化、事業化のスピードアップをはかり、民需拡大につとめていく。

(買収防衛策について)

当社は平成19年6月27日開催の定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針及び当該基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応策(以下「本プラン」といいます。)について決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、

(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)または、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものをいいます。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(会社法施行規則第127条(平成18年法務省令第12号)にいう、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社の株式は譲渡自由が原則であり、当社の株主は、市場での自由な取引を通じて決まるものです。よって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従って当社は、当社経営の支配権の移転を伴うような買付提案等があった場合に、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主全体の自由な意思に基づき行われるべきものと考えています。

一方、当社グループは、2004年6月に当社グループの今後の進むべき方向性を定めた「ビジョンNEXT100」を公表するとともに、ビジョンの具体化を示した基本戦略ならびに中期経営計画(2005年度～2007年度)を策定し、企業価値・株主共同の利益の向上を重視した経営を行っています。当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものであれば、当社の株式を大量に取得し当社の経営に関与しようとする買付を否定するものではありませんが、当社株式の買付等の提案を受けた場合に、それが当社の企業価値・株主共同の利益に影響を及ぼすか否かにつき当社株主の皆様が適切に判断されるためには、当社株式の買付等の提案をした者による買付後の当社の企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組み等について当社株主の皆様十分に把握していただく必要があると考えます。

しかし、当社株式買付等の提案の中には、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

当社は、このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

II 基本方針の実現に資する取組み

当社では、「ビジョンNEXT100（これを具体化するための基本戦略ならびに中期経営計画を含みます。）」とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から当社の企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでいます。以下に掲げるこれらの取組みは、今般決定しました上記Iの基本方針の実現に資するものと考えています。

1. 「ビジョンNEXT100」による企業価値・株主共同の利益向上の取組み

当社は、1909年の創業以来、ステークホルダーの皆様との信頼関係を基盤とし、鉄鋼・鋳鋼関連事業、鋼製構造物・機械関連事業、建築及び建築関連事業、その他事業をグループ会社と共に展開しています。当社グループは、2009年に100周年を迎えますことから、次の100年さらにその後も成長し続けたいとの思いを込めて、2004年6月に「ビジョンNEXT100」を策定、公表し、「海外比率を高める」「新技術・新商品の創造による成長の持続」「事業の再編成等によるグループ全体の価値を高める」「攻めの風土を有する」という今後の当社グループのあるべき姿を定め、これを具体化するために企業価値・株主共同の利益の向上を重視した経営を行っています。

2. 「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実」による企業価値・株主共同の利益向上の取組み

当社は、以下の企業理念のもとで、グループ会社と共に企業価値・株主共同の利益の向上を実現させていきたいと考えています。これらを実現するためには、経営の効率性・透明性・適法性が必要であることから、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、次の施策を実施しています。

企業理念

- ・私達は水と大気と生命（いのち）の惑星、地球を大切に、人間社会のライフラインを守ります。
- ・私達は「安心」という価値を提供し、社会と顧客の信頼に応えます。
- ・私達は顧客の声をよく聴き、顧客から学び、独自の技術を深め、新しい技術を加え、顧客にオリジナルな「最適システム」を提案します。
- ・私達はモノづくりを通じて、社員の幸せと人間社会の幸せを目指します。
- ・私達はこれらの実践のため、継承と変革の調和を計り、個性と創意を尊重し、企業の発展と社会への貢献につとめます。

<コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況>

(1) 経営上の意思決定、業務執行及び監督

当社においては、最高意思決定機関及び監督機関として10名からなる取締役会が、その職務に当たる事を基本とした制度を採用しております。また、代表取締役社長を中心としたメンバーによる経営会議を設置し、中期経営計画や事業の再編等の重要案件を審議する事で取締役会の機能補完と意思決定の迅速化を図っております。また、社外監査役2名を含む4名からなる経営監査機関として監査役会を設置し、2名を常勤監査役としており、今後とも、取締役会、その他の重要な会議に出席し、重要な決裁書類を閲覧することを含め、内部統制の運営状況等の確認を行い、必要に応じて取締役会に意見を述べるなど、取締役の職務執行に対する監査を行ってまいります。

(2) 内部統制システム

当社は、2006年5月に、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」といいます。）に関する基本方針を策定し、当該方針に基づいて、内部統制システムについての具体的な取組みとして、関係法令の順守のみに留まらず社会的規範に則って行動することを目指し、企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を定め、コンプライアンス重視の企業風土を醸成すべく、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

III 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 本プラン導入の目的

企業価値・株主共同の利益の中長期的な向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを、株主の皆様が短期間のうちに適切に判断するためには、大規模買付者及び取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料でもあります。同様に、取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料になると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会では、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に株主の皆様への判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する取締役会としての意見を独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら慎重に検討したうえで形成し開示いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案条件の改善についての交渉や

株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能になり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。

当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、前述Ⅰの会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた本プランを導入することといたしました。

2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その内容は以下のとおりです。

（1）意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役社長宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

（2）必要情報の提供

当社は、上記（1）意向表明書受領後7営業日以内に、株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために、大規模買付者から取締役会に対して提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びその根拠を含みます。）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーの処遇方針
- ⑦ 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行にあたり必要な手続の内容及び見込み、また大規模買付行為に対する独占禁止法その他の競争法ならびにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行にあたり支障となるかどうかについての考え及びその根拠

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。大規模買付行為の提案があった事実については速やかに開示し、取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

（3）取締役会による評価期間等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応

（1）大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、または、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得することに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で買収行為を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で買収行為を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で買収行為を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で買収行為を行っている場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、買い付ける株券等の上限の有無その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値・株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切である場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合
- ⑧ 大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、または顧客及び公共の利益に重大な支障をきたすおそれがある場合
- ⑨ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、またはその他大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

（３）独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが順守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置することといたしました。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役ならびに社外有識者（注４）の中から選任します。設置当初における独立委員会の委員は、社外監査役2名ならびに弁護士中村隆氏が就任する予定です。

注４：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

（４）対抗措置の発動の手続

本プランにおいては、上記（１）大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記（１）に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、及び上記（２）に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は大規模買付ルールが順守されているか否か、十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。取締役会

は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てをする場合の概要は別紙2に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てをする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条件を設けることがあります。

(5) 対抗措置発動の停止等について

前記(1)または(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断したときには、行使期間開始日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後において、当社が無償で新株予約権を取得する方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

4. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応策が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置の発動が株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、上記3.のとおり、対抗措置をとることがありますが、取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従って、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てが行われる場合は、取締役会で別途定めて公告する割当日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられますので、名義書換未了の株主の皆様には、当該割当日までに名義書換を完了していただく必要があります(証券保管振替機構に対する預託を行っている株券について名義書換手続は不要です)。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い当該新株予約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従って、別途お知らせいたします。

割当日において名義書換未了の株主の皆様(証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます。)に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当てを受け、当該新株予約権の行使によるかあるいはその取得と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。)を行う場合には、1株当たりの株式価値の希釈化は生じず、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主、または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを順守しない場合や、大規模買付ルールを順守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられるこ

とにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

5. 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランの有効期間は定時株主総会の日から1年間（2008年6月に開催予定の定時株主総会時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については定時株主総会の承認を経ることとします。取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で、本プランを修正する場合があります。

また、本プランの廃止は、定時株主総会により承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

IV 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

（1）買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

（2）株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅲ1.「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

（3）合理的な客観的発動要件の認定

本プランは、上記Ⅲ3.「大規模買付行為がなされた場合の対応」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

（4）独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際して、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重することとしています。

また、株主の皆様には情報開示することとしており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

（5）株主意思を尊重するものであること

本プランは、2007年6月開催の定時株主総会にてご承認をいただいております。株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

（6）デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社定時株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(別紙1)

大株主の状況 (平成19年3月31日現在)

株 主 名	当社への出資状況持株数 (出資比率)
太陽生命保険株式会社	12,090千株 (9.5%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	11,534千株 (9.0%)
日本生命保険相互会社	8,482千株 (6.6%)
みずほ信託銀行株式会社	4,601千株 (3.6%)
株式会社りそな銀行	4,440千株 (3.5%)
富士火災海上保険株式会社	3,817千株 (3.0%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,806千株 (3.0%)
株式会社みずほコーポレート銀行	3,623千株 (2.8%)
株式会社三井住友銀行	2,720千株 (2.1%)
明治安田生命保険相互会社	2,501千株 (2.0%)

(注) 出資比率は自己株式 (6,363,404株) を控除して計算しております。

(別紙2)

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式 (但し、当社の所有する当社普通株式を除く。) 1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数 (当社の所有する当社普通株式を除く。) を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者 (但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。) でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6. の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(別紙3)

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・ 独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(別紙4)

独立委員会の委員略歴

(1) 社外有識者

中 村 隆 (弁護士)

昭和45年3月 立命館大学法学部卒業

昭和47年 司法試験合格

昭和50年4月 弁護士登録

中村・平井・田邊法律事務所所長として

現在に至る

(2) 社外監査役

天 明 昭 雄

昭和40年4月 株式会社富士銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行

平成3年6月 同行取締役人事部長

平成6年5月 同行常務取締役

平成12年5月 株式会社ビックカメラ副社長

平成14年1月 株式会社豊年味の素製油監査役

平成17年6月 当社社外監査役

中 谷 英 志

昭和47年4月 田熊汽缶製造株式会社 (現 株式会社タクマ) 入社

平成9年11月 同社業務本部業務部専任副部長

平成10年5月 同社プラント建設本部プロジェクト推進部副部長

平成13年11月 同社監査部長

平成16年11月 同社CSR推進・監査部長

平成18年4月 同社監査部長

平成19年6月 当社社外監査役

4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがある。なお、文中における将来に関する事項は当連結会計年度末現在において当社が判断したものである。

①経済状況

当社グループの事業内容は、官公庁需要分野において、公共事業予算縮減、事業執行順延による受注量の減少、ならびに事業コスト縮減に伴う価格低下の影響を強く受け、また、競合他社との競争激化による受注価格の低下が業績に悪影響を与える可能性がある。

②見積りの使用

当社グループは連結財務諸表を作成するに際して、たな卸資産の評価、有価証券の減損、長期性資産の減損、受取債権の回収可能性、繰延税金資産に対する評価性引当額、従業員の退職給付制度に関して見積りを行っている。これらの見積りは将来に関する一定の前提に基づいており、その前提が実際の結果と相違する場合には、予期せぬ追加的な費用計上が必要となる可能性がある。

③第三者との提携、事業の買収等

当社グループは今後も第三者との提携、事業の買収等に取り組み、新たな成長を模索する可能性があるが、このような活動の成否は事業を取り巻く環境、取引相手の能力等に影響されると考えられ、実現に至らない可能性がある。

④新規・周辺事業の成否

当社グループは新たな市場での事業展開や現行事業の周辺市場での事業開拓に取り組んでいるが、そのような市場は参入企業も多く競争が厳しいため、必要な人材、適切な製品を開発・市場投入することが出来ない場合には、損失を被る可能性がある。

⑤有価証券の保有リスク

当社グループは有価証券を保有しており、その大半が株式であるため株式市場の動向次第で減損を認識する可能性がある。

⑥原材料等の高騰

鉄鋼業界での半製品・原料・副原料等の価格が高騰した場合、各部門でもコスト低減、価格改定に取り組むが、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性がある。

⑦環境規制等の影響

当社グループは企業活動に関連して廃棄物・副産物等が発生する。取扱いについては環境関連法令を遵守し、適切な対応につとめているが、将来関連する法令が強化された場合には、業績等に影響を及ぼす可能性がある。

5【経営上の重要な契約等】

(提出会社)

(1) 主要な技術導入契約

契約の相手先	国名	契約の内容	契約期間
ヴァ・テック・ハイドロ・リミテッド	スイス	バイブレンバタフライ弁・球形弁の製造販売権	自 昭和59年4月6日 至 平成20年4月5日
スタインミュラー	ドイツ	ダイオキシン類の活性炭による除去装置の製造販売権	自 平成10年7月28日 至 平成20年7月27日
ヤコブ・シュティーフェル	スイス	都市ごみ水冷式ストーカー焼却炉の製造販売権	自 平成14年5月7日 至 平成24年5月6日
デュアルシステム	ドイツ	乾式洗浄装置の製造販売権	自 平成15年5月12日 至 平成25年5月11日
アジア・パシフィック・フューエル・セル・テクノロジーズ	台湾	燃料電池システムの製造販売権	自 平成18年6月12日 至 平成21年6月11日
プロ・マ・コ	ドイツ	廃熱蓄熱・輸送システムの製造販売権	自 平成15年11月4日 至 平成24年12月31日

(注) 上記については、ロイヤルティとして売上高の一定率を支払っている。

(2) 主要な技術提携契約

契約の相手先	国名	契約の内容	契約期間
常熟日新機械有限公司	中国	都市ごみ用流動床焼却炉プラントの製造販売権	自 平成14年12月2日 至 平成19年12月2日

(注) 上記については、ロイヤルティとして売上高の一定率を受けとっている。

(3) 主要な業務提携契約

契約の相手先	国名	契約の内容	契約期間
ホソカワミクロン株式会社	日本	ナノ技術領域を含む粉体技術に関する技術契約 相互にそれぞれの粉体機器の非独占販売権の供与	自 平成16年10月1日 至 平成26年9月30日 以後1年毎に自動的に更新される

6【研究開発活動】

当社グループは有用な製品とサービスを社会に提供して、人類社会の幸福の実現に貢献するという企業理念のもとに、鋭意、技術開発ならびに研究開発活動につとめている。世界的社会ニーズの中から、当社の企業集団の総合能力に適合し、開発可能と予測される新製品・新技術等長期的成長の基盤となる基礎研究は開発部門が担当し、現有技術の延長線上にある製品・技術等の開発は各セグメントで行うという体制で各々研究に取り組んでいる。

当連結会計年度の研究費の総額は1,535百万円であり、セグメント別の研究開発費は、鉄鋼・鋳鋼関連事業370百万円、鋼製構造物・機械関連事業183百万円、建築及び建築関連事業49百万円、その他事業7百万円である。主な研究概要とその成果については次の通りである。なお、研究開発費については、開発部門で行っている各事業部門に配分できない基礎研究費用924百万円が含まれている。

以下の内容は、全社研究開発部門が取り組んでいる主なテーマである。

1. クリモト創造技術研究所

平成19年3月12日、当社住吉工場内にクリモト創造技術研究所を竣工した。

クリモト創造技術研究所は、クリモトグループ研究開発の拠点として、「ものづくり」を主体とするコア技術を開発することにより、クリモトグループ全体の発展に貢献することをその理念としている。

従来の孤立した「研究所」の機能ではなく、クリモトグループの持つ「強み」と「ナノ・材料研究所」が中心に進めている「新材料研究」とを融合させることにより、コア技術の開発とクリモトグループにおける商品化開発を行うというコラボレーション的機能を発揮することを目的としている。このことによりコア技術の集中的開発と開発された成果の迅速な新商品化が実現することになる。

同研究所の中核組織であるナノ・材料研究所は、平成17年4月に設立され、ホソカワミクロン(株)との連携等により、新しいナノ粒子プロセス開発を推進する「ナノ粒子グループ」、クリモトグループが有する基盤技術にナノテクノロジーの視点を融合し、新材料の開発を推進する「ナノ・材料グループ」が中心になり新材料分野での研究開発を加速的に進めている。

平成18年7月には、ナノ・材料グループがナノ・材料研究所の第1号開発商品として、従来の同様他社製品と比べ、加工性に優れ、耐圧不良に強い鉛フリー銅合金「クリカブロンズ」を開発した。今後、水道、建築、各種産業分野において新たに事業展開していく予定である。

2. マグネシウム合金

当社は、ナノ・材料研究所の設立を契機に、ナノテクノロジーの視点を取り入れた材料開発を加速している。平成16～18年度NEDO(新エネルギー・産業技術総合開発機構)の助成事業として大阪大学接合科学研究所及び(株)ゴーシューと共同で高強度・高靱性マグネシウム合金の研究開発を進めており、機械事業部のコア技術を適用し、結晶粒径を1ミクロン程度まで微細化できる装置を開発し、独自の高強度マグネシウム合金の創製に成功している。

この超微細結晶粒をもつ高強度マグネシウム合金を含めて、ナノ材料を広範囲な分野の製品に適用するためには、接合技術が必要不可欠で、平成19年4月、これらの合金の強さを低下させることなく接合できる方法を開発した。これにより、開発材料の利用用途が飛躍的に広がることが期待される。

今後、この接合技術をその他新材料へも水平展開し、ナノテクノロジーの視点からの当社独自の接合技術の確立を推進していく。

3. 大阪大学への寄附研究部門設立

ものづくり技術の高度化には、幅広い材料の接合を含むハイブリッド技術の構築が不可欠である。このたび、これらの研究を体系的に推進して、我が国の産業競争力強化に貢献すること、また、この寄附研究部門の設置により、クリモト創造技術研究所における産学連携をより一層強化し、オンリーワンの新製品開発を進めていくことを狙いとして、我が国唯一の接合科学を軸とする大阪大学接合科学研究所に、「多元ハイブリッドプロセス技術(栗本鐵工所)寄附研究部門」を設立した。

設置期間は平成19年4月～平成22年3月の3年間で、寄附研究部門の研究目的は①無機、有機、生体分子など多元物質の接合を含むハイブリッド化により、従来の単一素材には見られない新しい機能を有する材料を創製するためのプロセス技術の開発。②無機、有機、生体分子のハイブリッドによる機能性材料の設計と応用、評価手法の開発等である。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 財政状態の分析

総資産は、前連結会計年度末に比べ111億円減少して2,133億円となった。

流動資産は、現金及び預金が24億円及び受取手形及び売掛金が34億円などが減少したことにより、前連結会計年度末比94億円減少の1,196億円となった。

固定資産は、主に土地が30億円減少したこと等により前連結会計年度末比16億円減少の936億円となった。

負債は、手形及び買掛金の減少14億円、短期借入金の減少20億円、退職給付引当金の減少7億円、長期借入金の増加21億円等により、前連結会計年度末比48億円減少の1,266億円となった。

純資産は、その他有価証券評価差額金が54億円減少したこと等により、前連結会計年度末比46億円減少の866億円となった。

(2) キャッシュ・フロー指標のトレンド

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
自己資本比率 (%)	51.3	39.8	40.7	40.7	39.8
時価ベースの自己資本比率 (%)	11.5	14.5	20.7	24.8	20.0
債務償還年数 (年)	55.5	3.6	—	—	—
インタレスト・カバレッジ・レシオ	1.2	11.3	—	—	—

(注) 自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

債務償還年数：有利子負債／営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

- 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により計算している。
- 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数により算出している。
- 営業キャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用している。有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としている。又、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用している。
- 平成17年3月期、平成18年3月期及び平成19年3月期の債務償還年数及びインタレスト・カバレッジ・レシオについては営業キャッシュ・フローがマイナスのため記載していない。

(3) 経営成績の分析

「1 業績等の概要、(1) 業績」を参照。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額の総額は3,217百万円であり、セグメント別の設備投資額は鉄鋼・鋳鋼関連事業1,225百万円、鋼製構造物・機械関連事業608百万円、建築及び建築関連事業493百万円、その他事業279百万円、消去又は全社610百万円となっており、各工場の合理化、機能強化ならびに設備の更新を主体に投資を行った。

当連結会計年度中に完成した主なものは、鉄鋼・鋳鋼関連事業における当社堺工場の耐震管処理設備ならびに加賀屋工場の溶解合理化設備である。

継続中の主なものは、鉄鋼・鋳鋼関連事業における当社住吉工場の鍛造機増産設備である。

当連結会計年度において、当社は南港製品センター及び泉北工場を売却した。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
				建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
当社	南港製品 センター (大阪市 住之江区)	全社	その他の設備	262	15	1,870 (19,500)	0	2,148	—
当社	旧泉北工場 (大阪府 泉大津市)	全社	—	319	87	424 (35,942)	17	848	—

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (名)
			建物	機械装置	土地		その他	合計	
					(面積㎡)	金額			
生産設備 加賀屋工場 (大阪市住之江区)	鉄鋼・鋳鋼関連事業	ダクタイル鉄管 製造設備	1,133	1,991	153,888	294	497	3,917	243
住吉工場 (大阪市住之江区)	鋼製構造物・機械関 連事業 鉄鋼・鋳鋼関連事業	機械・バルブ 製造設備	953	1,086	67,972	67	288	2,396	319
堺工場 (大阪府堺市)	鉄鋼・鋳鋼関連事業	ダクタイル鉄管 製造設備	797	2,029	108,753	770	214	3,812	240
大阪臨海工場 (大阪府堺市)	鋼製構造物・機械関 連事業	鉄構 製造設備	792	623	56,164	280	261	1,957	197
札幌工場 (札幌市西区)	建築及び建築関連事 業	軽量鋼管 製造設備	35	47	(4,180) 4,362	0	2	86	1
交野工場 (大阪府交野市)	〃	〃	177	343	19,535	738	40	1,300	29
福岡工場 (福岡県宮若市)	〃	〃	103	136	14,026	326	39	607	0
岡山工場 (岡山県備前市)	〃	〃	169	434	23,583	66	12	682	0
仙台工場 (宮城県 黒川郡大郷町)	〃	〃	161	81	22,859	183	10	436	0
知多工場 (愛知県知多市)	〃	〃	150	61	17,438	725	39	976	0
古河工場 (茨城県古河市)	〃	〃	761	444	50,966	1,353	81	2,640	44
計			5,236	7,280	(4,180) 539,549	4,808	1,489	18,815	1,073
その他の設備 本社 (大阪市西区)		その他設備	20	1	1,312	1	39	62	277
東京支社 (東京都港区)		〃	6	0	-	0	3	9	146
関東物流センター (千葉県市川市)		〃	151	50	34,655	4,353	138	4,695	0
堺築港工場 (大阪府堺市)		〃	1	0	42,800	9,386	26	9,414	0
その他			1,109	157	(7,784) 62,937	3,585	88	4,939	114
計			1,288	209	(7,784) 141,706	17,327	295	19,120	537
合計			6,525	7,489	(11,964) 681,255	22,136	1,785	37,936	1,610

(注) 1 土地・建物の()は、賃借中のものを示した外数である。

2 その他は、各支店及び製品置き場、寮、社宅等であり、主なものは次の通りである。

土地 堺物流センター 27,504㎡ 1,818百万円

なお、賃借中の主なものは次の通りである。

土地 大阪府下製品置場 6,042㎡

(2) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数(名)
				建物	機械	土地		その他	合計	
						(面積㎡)	金額			
栗本建設工業㈱	テナントビル (大阪市西区) 他	建築及び 建築関連事業		1,887	-	(4,141) 13,708	1,571	26	3,485	408
栗本商事㈱	大阪物流 センター他 (大阪府堺市)	鉄鋼・鋳鋼 関連事業 建築及び 建築関連事業 その他事業		31	15	5,099	2,070	76	2,193	72
栗本化成工業㈱	湖東工場 (滋賀県愛知郡 湖東町)	その他事業	ポリコン FRP管等 製造	431	301	136,465	2,463	139	3,336	38
	滋賀工場 (滋賀県愛知郡 愛荘町)	〃	〃	138	194	(2,901) 38,958	285	76	694	6

(注) 土地の () は賃借中のものを示した外数である。

(3) 在外子会社

該当事項なし。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 加賀屋工場	大阪市 住之江区	鉄鋼・鋳鋼 関連事業	ダグタイル鉄管製造設備等 (各製造設備の更新・合理化)	942	242	自己資金	17/04	20/03	なし
当社 住吉工場	大阪市 住之江区	鋼製構造物・ 機械関連事業 鉄鋼・鋳鋼 関連事業	産業用機械他 (各製品設備の更新・合理化) 弁製造設備等 (当社泉北工場より移転)	1,505	436	自己資金	17/04	20/03	なし
当社 堺工場	大阪府 堺市	鉄鋼・鋳鋼 関連事業	ダグタイル鉄管製造設備等 (各製造設備の更新・合理化)	1,136	462	自己資金	17/04	20/03	なし
当社 臨海工場	大阪府 堺市	鋼製構造物・ 機械 関連事業	鉄構品製造設備等 (各製品設備の更新・合理化)	195	126	自己資金	17/04	20/03	なし
当社 交野工場他	大阪府 交野市他	建築及び建築 関連事業	軽量鋼管製造設備等 (各製品設備の更新・合理化)	503	248	自己資金	17/04	20/03	なし
当社 その他			本支社店等	374	102	自己資金	17/04	20/03	なし

(注) 上記金額には消費税等は含まれていない。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項なし。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	393,766,000
計	393,766,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成19年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年6月28日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	133,984,908	133,984,908	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場一部	—
計	133,984,908	133,984,908	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
平成14年4月1日 ～平成15年3月31日(注1)	△1,090,000	133,984,908	—	31,186,098	△235,942	28,714,689
平成15年4月1日 ～平成16年3月31日(注2)	—	133,984,908	—	31,186,098	29,000	28,743,689
平成16年4月1日 ～平成17年3月31日	—	133,984,908	—	31,186,098	—	28,743,689
平成17年4月1日 ～平成18年3月31日	—	133,984,908	—	31,186,098	—	28,743,689
平成18年4月1日 ～平成19年3月31日	—	133,984,908	—	31,186,098	—	28,743,689

(注) 1 自己株式の買入消却による減少である。

2 栗本建材(株)との合併による増加である。

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	55	47	182	92	—	7,385	7,761	—
所有株式数（単元）	—	73,173	2,406	11,921	13,594	—	32,518	133,612	372,908
所有株式数の割合（%）	—	54.77	1.80	8.92	10.17	—	24.34	100.00	—

(注) 1 自己株式6,363,404株は、「個人その他」に6,363単元、「単元未満株式の状況」に404株含まれている。

2 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が6単元含まれている。

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
太陽生命保険株式会社	東京都港区海岸1丁目2番3号	12,090	9.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番11号	11,534	8.61
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	8,482	6.33
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	4,601	3.43
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	4,440	3.31
富士火災海上保険株式会社	大阪市中央区南船場1丁目18番11号	3,817	2.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,806	2.84
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	3,623	2.70
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	2,720	2.03
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,501	1.87
計	—	57,615	43.00

(注) 1 当社は自己株式6,363千株を保有しているが、上記の大株主には含めていない。

2 みずほ信託銀行株式会社の所有株式数4,601千株は、全て実質所有株式数であり、信託業務に係る株式数はない。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,363,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株 127,249,000	127,249	—
単元未満株式	普通株式 372,908	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	133,984,908	—	—
総株主の議決権	—	127,249	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が6,000株含まれている。
又、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれている。

② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社栗本鐵工所	大阪市西区北堀江 一丁目12番19号	6,363,000	—	6,363,000	4.75
計	—	6,363,000	—	6,363,000	4.75

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 旧商法第210条第1項の規定に基づく定時株主総会決議による普通株式の取得及び会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得並びに旧商法第221条第6項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	10,555	3,307,763
当期間における取得自己株式	1,473	473,416

(注) 当期間における取得自己株式には、平成19年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていない。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	6,363,404	—	1,473	—

(注) 当期間における保有自己株式には、平成19年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていない。

3【配当政策】

当社は株主に対する利益還元を最重要政策のひとつと位置付けており、配当金については安定的・継続的に、定額配当を実施していくことを基本方針としている。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としている。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会である。

当事業年度の配当については、上記方針に基づき当期は1株当たり4円の配当（うち中間配当2円）を実施することを決定した。

内部留保金については、経営基盤強化のための設備投資や技術開発に充当する等、将来の事業展開に備えることとし、今後さらに業績の向上につとめ、これに対応した利益還元に留意したいと考えている。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めている。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りである。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成18年11月17日 取締役会決議	255	2.00
平成19年6月27日 定時株主総会決議	255	2.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第107期	第108期	第109期	第110期	第111期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	227	268	381	528	429
最低(円)	123	150	200	292	239

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	315	293	304	316	377	346
最低(円)	276	239	270	289	305	306

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 代表取締役	企画本部長	横内 誠三	昭和19年12月10日生	昭和42年4月 平成9年7月 10年6月 12年6月 13年6月 14年6月 15年4月 16年4月 19年6月	当社入社 企画室長 取締役企画室長 取締役管理部長 常務取締役事業企画室副室長兼新規事業 推進本部長 代表取締役専務兼事業企画室副室長兼新 規事業推進本部長 代表取締役社長兼事業企画室長 代表取締役社長 代表取締役社長兼企画本部長、 現在に至る	(注) 2	70
専務取締役 代表取締役	東京支社長 財務・I R担 当	上嶋 剛寛	昭和22年9月8日生	昭和46年4月 平成8年12月 13年6月 14年6月 15年4月 16年4月 17年4月 17年7月 18年4月 18年6月	当社入社 経理部長 取締役経理部長兼経営管理室副室長 常務取締役兼東京支社長 代表取締役常務兼総合企画室長兼大阪本 店長 代表取締役専務兼総合企画室長 代表取締役専務兼財務担当 代表取締役専務兼大阪本店長兼財務担当 代表取締役専務兼大阪本店長兼企画本部 長兼財務担当 代表取締役専務兼東京支社長兼財務・I R担当、現在に至る	(注) 2	30
専務取締役 代表取締役	執行役員 鉄管事業部長 鉄管・バルブ 担当	蔵本 浩次	昭和17年12月13日生	昭和40年4月 平成6年11月 8年4月 12年8月 15年6月 17年6月 18年6月	当社入社 鉄管事業部業務部長 加賀屋工場鉄管事業部商品管理部長 東北支店長 常務執行役員鉄管事業部長 常務取締役兼執行役員鉄管事業部長 代表取締役専務兼執行役員鉄管事業部長 兼鉄管・バルブ担当、現在に至る	(注) 2	15

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	執行役員 機械事業部長	福井 秀明	昭和23年8月13日生	昭和48年3月 平成10年4月 15年4月 16年6月 18年6月 19年2月	当社入社 機械事業部業務部長 執行役員機械事業部長 取締役兼執行役員機械事業部長 常務取締役兼執行役員機械事業部長兼済 南栗本天力化工設備有限公司董事長 常務取締役兼執行役員機械事業部長、 現在に至る	(注) 2	20
取締役	技術開発本部長 技術・設備担当	串田 守可	昭和29年5月24日生	昭和54年4月 平成14年4月 16年4月 16年6月 17年4月	当社入社 鉄構事業部企画開発部長 技術開発室長兼事業企画室副室長兼新規 事業推進本部長 取締役技術開発室長兼事業企画室副室長 兼新規事業推進本部長 取締役技術開発本部長兼技術・設備担 当、現在に至る	(注) 2	12
取締役	執行役員 建材事業部長	天谷 光郎	昭和27年9月9日生	昭和63年4月 平成14年4月 15年6月 17年6月	当社入社 建材事業部営業統括部西部営業部長 執行役員建材事業部長 取締役兼執行役員建材事業部長、 現在に至る	(注) 2	10
取締役		幡中 圓治	昭和22年4月23日生	昭和45年4月 平成9年6月 10年5月 14年4月 17年6月 18年6月	当社入社 住吉工場機械事業部機械製造部長 住吉工場、工場長 クリモトムック㈱代表取締役社長 栗本化成工業㈱代表取締役社長 取締役兼栗本化成工業㈱代表取締役社長 現在に至る	(注) 2	10
取締役	大阪本店長 コーポレート センター長 CSR推進室 長 監査・関係会 社担当	泉 正三	昭和23年6月9日生	昭和46年4月 平成15年7月 17年4月 17年6月 18年6月 19年6月	当社入社 経営管理部長 コーポレートセンター運用企画室長 東北支店長 取締役コーポレートセンター長兼CSR 推進室長兼環境安全衛生・監査担当、 取締役兼大阪本店長兼コーポレートセン ター長兼CSR推進室長兼監査・関係会 社担当、現在に至る	(注) 2	13
取締役	海外本部長 海外担当	大木 健次	昭和32年6月29日生	昭和58年3月 平成13年4月 15年8月 18年3月 18年6月 19年4月	当社入社 建材事業部西部営業部四国出張所長 ヨーロッパ駐在員事務所長 Kurimoto USA, Inc. 取締役社長 取締役海外担当兼Kurimoto USA, Inc. 取締 役社長兼ヨーロッパ駐在員事務所長 取締役海外本部長兼海外担当兼 Kurimoto USA, Inc. 取締役社長、 現在に至る	(注) 2	10
取締役	執行役員 バルブ事業部 長	藤本 高之	昭和31年1月31日生	昭和54年8月 平成15年4月 15年6月 16年4月 17年4月 19年6月	当社入社 当社鉄管事業部下水営業部長 当社鉄管事業部統括営業部下水営業部長 当社鉄管事業部営業本部長 当社執行役員バルブ事業部長 取締役兼執行役員バルブ事業部長、 現在に至る	(注) 2	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
監査役 常勤		江村 利次	昭和25年12月24日生	昭和50年4月 平成8年4月 12年6月 15年6月 17年6月	当社入社 鉄管事業部業務部長 取締役鉄管事業部長 取締役東北支店長 監査役、現在に至る	(注)3	58
監査役 常勤		田中 勇	昭和23年7月29日生	昭和48年5月 平成10年6月 14年6月 17年6月 18年6月	当社入社 加賀屋工場総務部長 経理部長 栗本建設工業㈱監査役 当社監査役、現在に至る	(注)4	10
監査役 非常勤		天明 昭雄	昭和17年8月28日生	昭和40年4月 平成3年6月 6年5月 12年5月 14年1月 17年6月	株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ 銀行) 入行 同行取締役人事部長 同行常務取締役 株式会社ビックカメラ副社長 株式会社豊年味の素製油監査役 当社監査役、現在に至る	(注)3	5
監査役 非常勤		中谷 英志	昭和24年1月17日生	昭和47年4月 平成9年11月 10年5月 13年11月 16年11月 18年4月 19年6月	田熊汽缶製造株式会社(現 株式会社タ クマ) 入社 同社業務本部業務部専任副部長 同社プラント建設本部プロジェクト推進 部副部長 同社監査部長 同社CSR推進・監査部長 同社監査部長 当社監査役、現在に至る	(注)5	—
計							273

- (注) 1 監査役 天明昭雄、中谷 英志は、会社法第2条第16号に定める社外監査役である。
2 平成19年6月27日選任後、1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の締結まで。
3 平成17年6月29日選任後、4年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の締結まで。
4 平成18年6月29日選任後、4年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の締結まで。
5 平成19年6月27日選任後、4年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の締結まで。
6 当社は、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任している。補欠監査役の略歴は次の通りである。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
松本 徹	昭和37年4月3日生	平成4年4月 9年5月 12年1月 13年1月 14年6月	日本、弁護士登録 ニューヨーク州、弁護士登録 松本総合法律事務所開設 アクア淀屋橋法律事務所開設 大日本スクリーン製造㈱取締役、 現在に至る	—

- 7 当社は、平成14年6月27日付けをもって執行役員制度を導入している。
執行役員(取締役による兼任を除く)は以下の通りである。

役名	氏名
常務執行役員	金森信夫
執行役員	徳山貴信
執行役員	田島 登

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

＜コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方＞

当社は、以下の企業理念のもとで、株主価値、顧客価値、従業員価値、企業価値の最大化を図ることを目指している。これらを実現するためには、経営の効率性・透明性・適法性が必要であり、コーポレート・ガバナンスの充実及びコンプライアンスの強化を最重要課題と位置づけている。

企業理念

- ・私達は水と大気と生命（いのち）の惑星、地球を大切にし、人間社会のライフラインを守ります。
- ・私達は「安心」という価値を提供し、社会と顧客の信頼に応えます。
- ・私達は顧客の声をよく聴き、顧客から学び、独自の技術を深め、新しい技術を加え、顧客にオリジナルな「最適システム」を提案します。
- ・私達はモノづくりを通じて、社員の幸せと人間社会の幸せを目指します。
- ・私達はこれらの実践のため、継承と変革の調和を計り、個性と創意を尊重し、企業の発展と社会への貢献につとめます。

＜コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況＞

(1) 経営上の意思決定、業務執行及び監督

最高意思決定機関及び監督機関として取締役10名からなる取締役会が、その職務に当たる事を基本とした制度を採用している。また、社長を中心としたメンバーによる経営会議を設置し、中期経営計画や事業の再編等の重要案件を審議する事で取締役会の機能補完と意思決定の迅速化を図っている。

現在、当社では、監査役制度を採用しており、社外監査役2名を含む4名からなる経営監査機関として監査役会を設置、内2名が常勤監査役である。

(2) 内部統制システム構築の基本方針

当社は、既に実施している当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、整備し一層強化する。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

a 当社は、取締役・使用人が法令・定款及び企業倫理を順守した行動をとるための行動規範として、企業行動基準をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を定める。

また、その徹底を図るために取締役及び社外の専門家等により構成されるコンプライアンス委員会（委員長は代表取締役社長）を設置し、毎月1回会議を開催する。

b コンプライアンス委員会は、常設の専門部会を置き、取締役・使用人の教育研修、情報セキュリティシステムの構築、リスク管理についての検討を行う。

内部監査部門は、コンプライアンス委員会事務局と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これら専門部会での活動及び内部監査の状況については、定期的にコンプライアンス委員会及び監査役会に報告する。

c 当社は、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、企業倫理ホットライン及び目安箱制度を設置し、コンプライアンス委員会事務局が管理運営を行う。事務局は、提供情報を委員長に報告し、委員長は、必要に応じ、リスク管理委員を任命し、当該行為・事象の有無、リスクの程度等について調査を行わせる。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役は、文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存・管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

当社は、リスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を整備し、リスク毎の担当部署、不測の事態が発生した場合または発生するおそれがある場合の迅速な対応、損害の防止または拡大防止・改善策などのリスク管理体制を構築する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

当社は、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針及び経営戦略に関する重要事項については、事前に社長を議長とする取締役などで構成される特別経営会議において議論を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、すでに整備している稟議規程、組織規程等に従い、効率的な経営管理体制を構築する。

⑤株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）

a 当社は、当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、グループ各社全体の内部統制に関する担当部署の明確化を図るとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

また、グループ各社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に則り、当社に対し了解・報告を求めるシステムを構築する。

b 当社の内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を担当部署及び当該会社の責任者ならびに監査役会に報告し、担当部署は、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

⑥監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号及び第2号）

監査役は、内部監査部門の使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。使用人が監査役からの命令業務遂行中は、当該使用人の人事異動、懲戒につき、監査役会の承認を得る。

⑦取締役及び使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

取締役または使用人は、監査役会または監査役に対して、法定の事項に加え、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を報告する。

また、これらの報告に関する規程の再整備を行い、これらに加え、重大な法令・定款違反行為などコンプライアンスに関する重要事項が発生した場合等にも報告する。

⑧その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

監査役会は、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で、定期的な会議を行う。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士等専門家に対し、監査業務に関する助言を受けることができる。

(3) 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

内部監査として、社長の直轄部門として監査部を設置しており、人員は4名となっている。内部統制システムとして、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続の妥当性や業務実施の有効性、法律・法令の遵守状況等について内部監査を実施しており、業務の改善に向け具体的な助言・勧告を行っている。

監査役も取締役会及び経営会議への出席、書類の閲覧、事業所へ往査、子会社の調査等を行い、経営全般または個別案件に関する客観的な意見陳述を行うとともに、監査計画に従い、業務執行に対しての適法性を監査している。

当社はナニワ監査法人と監査契約を結んでおり、会計監査を受けている。監査部及び監査役は会計監査人と連携・協調を図ることにより、相互に監査の質を向上させるようつとめている。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名	関与年数
代表社員 業務執行社員 道幸 静児	ナニワ監査法人	11年
代表社員 業務執行社員 平井 文彦	ナニワ監査法人	—

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名

(4) 役員報酬及び監査報酬の内容

① 役員報酬の内容

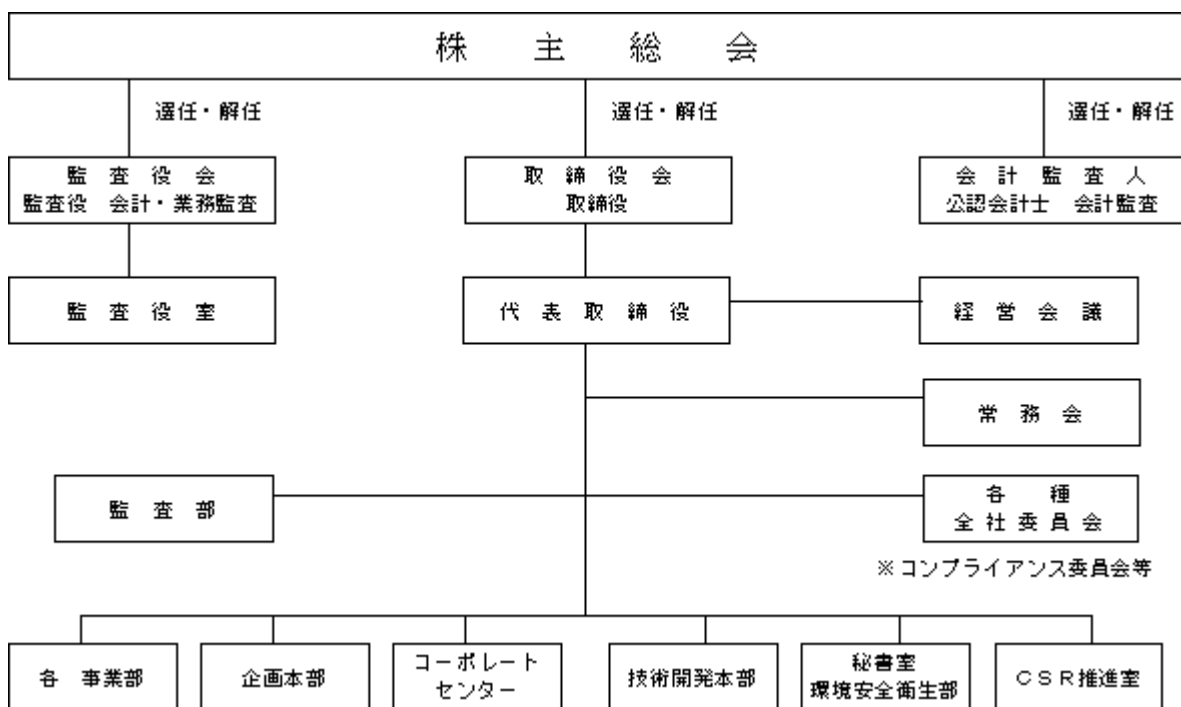
社内取締役に対する報酬	154百万円
監査役に対する報酬	36百万円
合計	190百万円

- ※ 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていない。
 2. 上記支払額のうち、社外監査役2名の報酬の合計額は13百万円である。

② 監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	40百万円
上記以外の業務に基づく報酬	100百万円
合計	40百万円

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下の通りである。



第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、前連結会計年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。

なお、第110期事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第111期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）及び第110期事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）ならびに当連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）及び第111期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について、ナニワ監査法人により監査を受けている。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金	※3	24,598		22,146	
2 受取手形及び売掛金	※3.9	66,139		62,693	
3 有価証券		214		188	
4 たな卸資産	※3	27,944		29,942	
5 繰延税金資産		2,734		1,463	
6 その他		8,183		4,107	
貸倒引当金		△690		△842	
流動資産合計		129,125	57.5	119,697	56.1
II 固定資産					
1 有形固定資産	※3				
(1) 建物及び構築物		29,370		27,831	
減価償却累計額		18,057	11,313	16,926	10,905
(2) 機械装置及び運搬具		51,888		53,507	
減価償却累計額		43,154	8,734	43,963	9,543
(3) 工具器具及び備品		10,047		10,485	
減価償却累計額		9,011	1,036	9,344	1,140
(4) 土地			29,940		26,931
(5) 建設仮勘定			746		1,209
有形固定資産合計			51,770		49,730
2 無形固定資産					
(1) 連結調整勘定			276		—
(2) その他			311		597
無形固定資産合計			588		597
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券	※1		38,552		38,550
(2) 繰延税金資産			250		1,354
(3) その他	※1		7,888		4,766
貸倒引当金			△3,723		△1,367
投資その他の資産合計			42,967	19.1	43,303
固定資産合計			95,326	42.5	93,631
III 繰延資産					
新株発行費			14		—
繰延資産合計			14	0.0	—
資産合計			224,466	100.0	213,329

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1 支払手形及び買掛金	※3.9	53,868		52,453	
2 短期借入金	※3	45,716		43,651	
3 1年以内償還予定社債	※3	800		1,050	
4 未払法人税等		488		592	
5 未払費用		2,139		2,260	
6 前受金		5,394		5,311	
7 賞与引当金		1,420		1,580	
8 その他引当金		274		730	
9 設備支払手形	※9	173		153	
10 その他		4,510		3,631	
流動負債合計		114,784	51.1	111,416	52.2
II 固定負債					
1 社債	※3	1,050		—	
2 長期借入金	※3	7,418		9,536	
3 繰延税金負債		2,001		—	
4 引当金					
退職給付引当金		5,945		5,236	
環境安全対策引当金		262		239	
その他引当金		23	6,231	37	5,513
5 負ののれん		—		127	
6 その他		80		88	
固定負債合計		16,781	7.5	15,265	7.2
負債合計		131,565	58.6	126,681	59.4
(少数株主持分)					
少数株式持分		1,587	0.7	—	—
(資本の部)					
I 資本金	※6	31,186	13.9	—	—
II 資本剰余金		28,861	12.9	—	—
III 利益剰余金		22,690	10.1	—	—
IV その他有価証券評価差額金		9,965	4.4	—	—
V 自己株式	※7	△1,389	△0.6	—	—
資本合計		91,313	40.7	—	—
負債、少数株主持分 及び資本合計		224,466	100.0	—	—

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金		—	—	31,186	14.6
2 資本剰余金		—	—	28,861	13.5
3 利益剰余金		—	—	21,778	10.2
4 自己株式		—	—	△1,392	△0.6
株主資本合計		—	—	80,432	37.7
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金		—	—	4,524	2.1
2 繰延ヘッジ損益		—	—	△10	△0.0
評価・換算差額等合計		—	—	4,513	2.1
III 少数株主持分		—	—	1,700	0.8
純資産合計		—	—	86,647	40.6
負債純資産合計		—	—	213,329	100.0

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I 売上高					
1 売上高			166,895 100.0	151,371 100.0	
II 売上原価	※2		144,063 86.3	126,281 83.4	
売上総利益			22,832 13.7	25,090 16.6	
III 販売費及び一般管理費	※1				
1 販売費		16,741		16,378	
2 一般管理費	※2	7,101	23,842 14.3	7,641 24,019 15.9	
営業利益			—	1,070 0.7	
営業損失			1,010 0.6	—	
IV 営業外収益					
1 受取利息		160		63	
2 受取配当金		826		467	
3 不動産賃貸料収入		176		141	
4 雑収入		407	1,571 0.9	341 1,013 0.7	
V 営業外費用					
1 支払利息		494		620	
2 財産廃却損		54		112	
3 製造に係る異常操業度損失		—		251	
4 雑損失		1,162	1,711 1.0	1,065 2,050 1.4	
經常利益			—	33 0.0	
經常損失			1,150 0.7	—	
VI 特別利益					
1 前期損益修正益		353		—	
2 土地売却益		1,483		2,877	
3 投資有価証券売却益		6,335		5,325	
4 その他		150	8,322 5.0	559 8,762 5.8	
VII 特別損失					
1 固定資産処分損	※3	1,456		1,105	
2 減損損失	※4	715		760	
3 貸倒引当金繰入額	※5	700		—	
4 課徴金・違約金等		472		772	
5 関係会社整理損		—		749	
6 事業合理化に係るたな卸資産処分損		—		570	
7 その他	※5	864	4,208 2.5	993 4,951 3.3	
税金等調整前当期純利益			2,963 1.8	3,844 2.5	
法人税、住民税及び事業税		436		724	
法人税等調整額		1,816	2,253 1.4	2,587 3,311 2.1	
少数株主利益 (又は少数株主損失)			18 0.0	△24 △0.0	
当期純利益			692 0.4	557 0.4	

③【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

連結剰余金計算書

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	
(資本剰余金の部)			
I 資本剰余金期首残高			28,861
II 資本剰余金期末残高			28,861
(利益剰余金の部)			
I 利益剰余金期首残高			22,512
II 利益剰余金増加高			
当期純利益		692	692
III 利益剰余金減少高			
配当金		514	514
IV 利益剰余金期末残高			22,690

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	31,186	28,861	22,690	△1,389	81,347
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注）			△510		△510
当期純利益			557		557
自己株式の取得				△3	△3
連結子会社増加に伴う増加高			84		84
連結子会社増加に伴う減少高			△1,042		△1,042
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	△911	△3	△914
平成19年3月31日 残高 (百万円)	31,186	28,861	21,778	△1,392	80,432

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	9,965	—	9,965	1,587	92,900
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注）					△510
当期純利益					557
自己株式の取得					△3
連結子会社増加に伴う増加高					84
連結子会社増加に伴う減少高					△1,042
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△5,440	△10	△5,451	113	△5,338
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△5,440	△10	△5,451	113	△6,252
平成19年3月31日 残高 (百万円)	4,524	△10	4,513	1,700	86,647

（注）このうち、△255百万円は平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税金等調整前当期純利益		2,963	3,844
2 減価償却費		2,235	2,487
3 減損損失		715	760
4 売上債権の増加(△)・減少額		△14,919	5,101
5 仕入債務の増加・減少(△)額		1,032	△4,194
6 たな卸資産の増加(△)・減少額		6,363	△1,048
7 受取利息及び配当金		△986	△530
8 支払利息		494	620
9 有価証券売却損益		△6,150	△5,315
10 有価証券等評価損益		37	127
11 有形固定資産売却損益		△898	△2,711
12 有形固定資産除却損		923	656
13 関係会社整理損		—	764
14 のれん一括償却額		—	452
15 貸倒引当金の増加・減少(△)額		278	△14
16 退職給付引当金の増加・減少(△)額		△116	△854
17 その他資産の増加(△)・減少額		△339	509
18 その他負債の増加・減少(△)額		774	△537
小計		△7,593	116
19 利息及び配当金の受取額		811	475
20 利息の支払額		△482	△630
21 法人税等の支払額		△312	△487
営業活動によるキャッシュ・フロー		△7,576	△525
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 定期預金の増加(△)・減少額		△1,299	615
2 有価証券の取得による支出		△5,845	△14,681
3 有価証券の売却による収入		11,044	11,553
4 有形・無形固定資産の取得による支出		△2,807	△2,991
5 有形・無形固定資産の売却による収入		1,650	6,654
6 関係会社株式の取得による支出		△937	△1,884
7 貸付による支出		△3,323	△252
8 貸付金の回収による収入		2,442	312
9 出資による支出		△212	△8
10 その他固定資産の増加額		△306	△638
11 その他固定資産の減少額		622	634
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,027	△687
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 短期借入金の純増減額		11,933	△3,274
2 長期借入れによる収入		—	7,580
3 長期借入金の返済による支出		△4,834	△4,276
4 配当金の支払額		△514	△509
5 自己株式取得による支出		△405	△3
6 普通社債の償還による支出		△150	△800
財務活動によるキャッシュ・フロー		6,027	△1,284
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		5	0
V 現金及び現金同等物の増加・減少(△)額		△515	△2,496
VI 現金及び現金同等物の期首残高		22,574	22,058
VII 新規連結及び合併に伴う現金及び現金同等物の増加額		—	573
VIII 現金及び現金同等物の期末残高		22,058	20,136

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 13社 栗本商事(株) 栗本化成工業(株) 栗鉄工事(株) クリモト・メンテナンス(株) 栗本バルブエンジニアリング(株) クリモト・トレーディング(株) ピー・エス・ティ(株) 栗本物流(株) クリモトメック(株) クリモトファイナンス(株) 栗本建設工業(株) (株)佐世保メタル ヤマトガワ(株)</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 栗本コンクリート工業(株) (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためである。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 15社 栗本商事(株) 栗本化成工業(株) (株)クリモトテクノス クリモト・トレーディング(株) ピー・エス・ティ(株) 栗本物流(株) クリモトメック(株) クリモトファイナンス(株) 栗本建設工業(株) (株)佐世保メタル ヤマトガワ(株) 栗本コンクリート工業(株) 栗本エンバイロ(株) 三興機鋼(株) 栗本細野(株) 当連結会計年度において連結子会社の栗鉄工事(株)、クリモト・メンテナンス(株)、栗本バルブエンジニアリング(株)の3社は合併により(株)クリモトテクノス(栗鉄工事(株)の商号を変更)とした。 当連結会計年度において非連結子会社の栗本コンクリート工業(株)、栗本エンバイロ(株)、三興機鋼(株)、栗本細野(株)、佐藤機材(株)は、重要性が増したため連結子会社とした。 当連結会計年度において連結子会社のヤマトガワ(株)は、連結子会社の佐藤機材(株)を吸収合併した。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称等 主要な非連結子会社 八洲化工機(株) (連結の範囲から除いた理由) 同左</p>
<p>2 持分法の適用に関する事項 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 一社 持分法を適用していない非連結子会社(栗本コンクリート工業(株)他)及び関連会社(北海道管材(株)他)は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。</p>	<p>2 持分法の適用に関する事項 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 一社 持分法を適用していない非連結子会社(八洲化工機(株)他)及び関連会社(北海道管材(株)他)は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外している。</p>
<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日はいずれも連結決算日と同一である。</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定している) その他有価証券……時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>② デリバティブ…時価法</p> <p>③ たな卸資産……平均法又は個別法に基づく原価法によっている。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 主として定額法を採用している。 なお、一部の連結子会社については、定率法を採用している。 取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等に償却する方法を採用している。 なお、主な耐用年数は次の通りである。 建物及び構築物 2～60年 機械装置及び運搬具 2～17年</p> <p>② 無形固定資産 定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいている。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>② 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与支給見込額を計上している。</p> <p>③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。 又、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p>	<p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 売買目的有価証券…同左</p> <p>その他有価証券……時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している) 時価のないもの 同左</p> <p>② デリバティブ…同左</p> <p>③ たな卸資産……同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 同左</p> <p>② 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 退職給付引当金 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>④ 環境安全対策引当金 保管するPCB廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、期末においてその金額を合理的に見積もることができる処理費用については、翌年度以降に発生が見込まれる金額を引当計上している。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上していたが、一部の連結子会社を除き、自平成16年4月1日至平成17年3月31日の営業年度にかかる定時株主総会で本総会終結の時をもって、制度廃止に伴う打ち切り支給議案が承認可決されており、当該決議に基づき取締役会ならびに監査役の協議において、役員退職慰労金の具体的支給金額及び支給方法等を決定した。 これに伴い、役員退任時の慰労金の支給に充てるため、役員退職慰労引当金は全額を取崩し、期末時点での未払額は流動負債のその他(未払金)に振替計上している。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。 なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たす場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たす場合には特例処理によっている。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a. ヘッジ手段 為替予約 ヘッジ対象 外貨建債権債務及び外貨建予定取引</p> <p>b. ヘッジ手段 金利スワップ ヘッジ対象 借入金</p> <p>③ ヘッジ方針 通常業務を遂行する上で発生する為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用している。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断している。</p>	<p>④ 環境安全対策引当金 同左</p> <p>⑤ _____</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(6) 収益及び費用の計上基準 請負工事の収益計上は、工事完成基準によっているが、長期大型工事（工期1年以上かつ請負金額5億円以上）については、親会社及び一部の連結子会社において工事進行基準を採用している。</p> <p>(7) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。</p>	<p>(6) 収益及び費用の計上基準 同左</p> <p>(7) 消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用している。</p>	<p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左</p>
<p>6 連結調整勘定の償却に関する事項 連結調整勘定は、20年以内の合理的な年数で償却している。</p>	<p>6 _____</p>
<p>7 _____</p>	<p>7 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれんの償却は、20年以内の合理的な年数で償却している。</p>
<p>8 利益処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成されている。</p>	<p>8 _____</p>
<p>9 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。</p>	<p>9 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準 （「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用している。これにより税金等調整前当期純利益は、715百万円減少している。 セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。 なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除している。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用している。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は84,957百万円である。 なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成している。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等) 当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号）ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号）を適用している。</p>

表示方法の変更

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>1 「完成工事補償引当金」 200百万円は前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示していたが、重要性が増したため、当連結会計年度より「その他引当金」として表示することに変更している。</p> <p>なお、前連結会計年度の流動負債の「その他」に含まれている「完成工事補償引当金」は146百万円である。</p> <p>上記のほか、「その他引当金」には「工事損失引当金」74百万円が含まれている。</p> <p>2 前連結会計年度まで区分掲記していた「役員退職慰労引当金」は、当連結会計年度において、重要性が乏しくなったため、固定負債の「その他引当金」として表示することにした。</p> <p>なお、当連結会計年度の「その他引当金」(役員退職慰労引当金)は23百万円である。</p>	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>前連結会計年度において、「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「のれん」又は「負ののれん」と表示している。</p>
<p>(連結損益計算書)</p> <p>—————</p>	<p>(連結損益計算書)</p> <p>1 前連結会計年度まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示していた「製造に係る異常操業度損失」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記した。</p> <p>なお、前連結会計年度における「製造に係る異常操業度損失」の金額は58百万円である。</p> <p>2 前連結会計年度まで区分掲記していた特別利益の「前期損益修正益」(当連結会計年度は160百万円)は、特別利益の10/100以下であるので、特別利益の「その他」に含めて表示することにした。</p> <p>3 前連結会計年度まで区分掲記していた「貸倒引当金繰入額」(当連結会計年度は105百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、特別損失の「その他」に含めて表示することにした。</p> <p>4 前連結会計年度まで特別損失の「その他」に含めて表示していた「関係会社整理損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため区分掲記した。</p> <p>なお、前連結会計年度における「関係会社整理損」の金額は125百万円である。</p>
<p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>営業活動によるキャッシュ・フローの「有形固定資産除却損」は、前連結会計年度は「その他資産の増加(△)・減少額」に含めて表示していたが、金額的重要性が増したため区分掲記している。</p> <p>なお、前連結会計年度の「その他資産の増加(△)・減少額」に含まれている「有形固定資産除却損」は88百万円である。</p>	<p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>—————</p>

追加情報

<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(工事損失引当金)</p> <p>急激な原材料価格の上昇等を契機に見積工事原価を見直した結果、大幅な工事損失の発生が見込まれるため、翌期以降に発生が見込まれる損失見込額を引当計上している。</p> <p>この結果、営業損失及び経常損失が74百万円増加し、税金等調整前当期純利益が74百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載している。</p> <p>(環境安全対策引当金)</p> <p>平成13年に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、保管しているPCB廃棄物等について「早期登録・調整協力割引制度」の申込を平成18年3月に行い、翌期以降の発生見込額を合理的に見積もれることとなったため引当計上した。</p> <p>この結果、税金等調整前当期純利益が262百万円減少している。</p>	<p>(役員賞与引当金)</p> <p>当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用し、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額の当連結会計年度負担額を計上している。</p> <p>この結果、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ10百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)
※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは次の通りである。 投資有価証券(株式) 2,832百万円 その他(出資金) 418百万円 2 保証債務 従業員の金融機関借入金に対する保証債務 1,028百万円 下記の会社が顧客に対する前受金について信用保証会社から保証を受けており、この前受金保証について連結子会社が信用保証会社に対して保証を行っている。 (株)MARIMO 710百万円 (株)ホームズ 424百万円 昭和住宅(株) 365百万円 信和住宅販売(株) 230百万円 (株)大和興産他5社 535百万円 計 2,264百万円	※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは次の通りである。 投資有価証券(株式) 3,571百万円 その他(出資金) 421百万円 2 保証債務 従業員の金融機関借入金に対する保証債務 875百万円 下記の会社が顧客に対する前受金について信用保証会社から保証を受けており、この前受金保証について連結子会社が信用保証会社に対して保証を行っている。 (株)MARIMO 810百万円 (株)ラルブ 335百万円 康和地所(株) 249百万円 信和住宅販売(株) 189百万円 (株)スマカ他4社 520百万円 計 2,103百万円
※3 担保資産 (1) 担保に供している資産 預金 2,340百万円 受取手形 576百万円 たな卸資産 774百万円 有形固定資産 3,653百万円 計 7,343百万円 (内 工場財団分) 1,964百万円 (2) 上記に対する債務額 短期借入金 3,521百万円 長期借入金 1,463百万円 1年以内償還予定社債 800百万円 社債 1,050百万円 計 6,834百万円 (内 工場財団分) 1,520百万円	※3 担保資産 (1) 担保に供している資産 預金 1,270百万円 受取手形 752百万円 たな卸資産 364百万円 有形固定資産 3,502百万円 計 5,888百万円 (内 工場財団分) 1,916百万円 (2) 上記に対する債務額 短期借入金 4,726百万円 長期借入金 1,122百万円 1年以内償還予定社債 1,050百万円 買掛金 11百万円 計 6,910百万円 (内 工場財団分) 1,280百万円
4 債権流動化のための受取手形譲渡高 7,038百万円 5 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 3,577百万円	4 債権流動化のための受取手形譲渡高 10,355百万円 5 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高 3,626百万円
※6 当社の発行済株式総数 普通株式 133,984,908株	6 —————
※7 連結会社、持分法を適用した非連結子会社及び関連会社が保有する自己株式の数 普通株式 6,352,849株	7 —————

前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)																		
<p>8 当座貸越契約及び貸出コミットメント 当社及び連結子会社（3社）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行14行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結している。 当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りである。</p> <table data-bbox="207 504 726 649"> <tr> <td>当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額</td> <td>62,423百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>37,626百万円</td> </tr> <tr> <td><u>差引額</u></td> <td><u>24,797百万円</u></td> </tr> </table> <p>9 _____</p>	当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	62,423百万円	借入実行残高	37,626百万円	<u>差引額</u>	<u>24,797百万円</u>	<p>8 当座貸越契約及び貸出コミットメント 当社及び連結子会社（2社）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行14行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結している。 当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りである。</p> <table data-bbox="853 504 1372 649"> <tr> <td>当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額</td> <td>62,290百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>32,030百万円</td> </tr> <tr> <td><u>差引額</u></td> <td><u>30,260百万円</u></td> </tr> </table> <p>※9 連結会計年度末日満期手形の会計処理 当連結会計年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしている。 なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形が、連結会計年度末日残高に含まれている。</p> <table data-bbox="869 873 1372 974"> <tr> <td>受取手形</td> <td>863百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>3,251百万円</td> </tr> <tr> <td>設備支払手形</td> <td>6百万円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	62,290百万円	借入実行残高	32,030百万円	<u>差引額</u>	<u>30,260百万円</u>	受取手形	863百万円	支払手形	3,251百万円	設備支払手形	6百万円
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	62,423百万円																		
借入実行残高	37,626百万円																		
<u>差引額</u>	<u>24,797百万円</u>																		
当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額	62,290百万円																		
借入実行残高	32,030百万円																		
<u>差引額</u>	<u>30,260百万円</u>																		
受取手形	863百万円																		
支払手形	3,251百万円																		
設備支払手形	6百万円																		

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																														
<p>※1 このうち主要なもの</p> <table border="0"> <tr><td>運送・荷造費</td><td style="text-align: right;">4,574百万円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">6,561百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">485百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">665百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">121百万円</td></tr> </table> <p>※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる 研究開発費 1,363百万円</p> <p>※3 固定資産処分損の内容は次の通りである。</p> <table border="0"> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">1,165百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">219百万円</td></tr> <tr><td>工具器具及び備品</td><td style="text-align: right;">25百万円</td></tr> <tr><td>撤去費用他</td><td style="text-align: right;">45百万円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,456百万円</td></tr> </table> <p>※4 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 15%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都あきる野市他5件</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td style="text-align: center;">712</td> </tr> <tr> <td>東京都あきる野市</td> <td>遊休資産</td> <td>構築物</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">715</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っている。 ただし、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っている。 地価の継続的な下落により資産価値が大幅に下落したため、当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し715百万円を減損損失として特別損失に計上した。 なお、当該資産の回収可能額は、重要な資産については不動産鑑定評価に基づき算定し、その他の資産については、主に固定資産税評価額を基礎に算定している。</p> <p>※5 貸倒引当金繰入額 関係会社に対するものは、648百万円である。</p>	運送・荷造費	4,574百万円	給与手当	6,561百万円	退職給付引当金繰入額	485百万円	賞与引当金繰入額	665百万円	貸倒引当金繰入額	121百万円	建物及び構築物	1,165百万円	機械装置及び運搬具	219百万円	工具器具及び備品	25百万円	撤去費用他	45百万円	計	1,456百万円	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	東京都あきる野市他5件	遊休資産	土地	712	東京都あきる野市	遊休資産	構築物	2	合計			715	<p>※1 このうち主要なもの</p> <table border="0"> <tr><td>運送・荷造費</td><td style="text-align: right;">4,898百万円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">6,502百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">355百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">707百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">256百万円</td></tr> </table> <p>※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる 研究開発費 1,535百万円</p> <p>※3 固定資産処分損の内容は次の通りである。</p> <table border="0"> <tr><td>土地</td><td style="text-align: right;">507百万円</td></tr> <tr><td>建物及び構築物</td><td style="text-align: right;">296百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び運搬具</td><td style="text-align: right;">272百万円</td></tr> <tr><td>工具器具及び備品</td><td style="text-align: right;">18百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">10百万円</td></tr> <tr><td style="border-top: 1px solid black;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,105百万円</td></tr> </table> <p>※4 減損損失 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 15%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県古河市</td> <td>アルミリサイクル事業</td> <td>建物他生産設備一式</td> <td style="text-align: center;">653</td> </tr> <tr> <td>兵庫県宝塚市他2件</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td style="text-align: center;">61</td> </tr> <tr> <td>兵庫県宝塚市</td> <td>遊休資産</td> <td>建物、構築物他</td> <td style="text-align: center;">45</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">760</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っている。 ただし、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っている。 アルミリサイクル事業において収益が悪化したことから、当該生産設備の帳簿価額を回収可能額まで減額し減損損失とし特別損失に計上した。 また、遊休資産においても地価の継続的な下落により資産価値が帳簿価格を下回る土地について、当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し減損損失として特別損失に計上した。 なお、当該資産の回収可能額は、正味売却価額により測定しており、重要な資産については不動産鑑定評価に基づき算定し、その他の資産については、主に固定資産税評価額を基礎に算定している。</p> <p>※5 貸倒引当金繰入額 関係会社に対するものは、100百万円である。</p>	運送・荷造費	4,898百万円	給与手当	6,502百万円	退職給付引当金繰入額	355百万円	賞与引当金繰入額	707百万円	貸倒引当金繰入額	256百万円	土地	507百万円	建物及び構築物	296百万円	機械装置及び運搬具	272百万円	工具器具及び備品	18百万円	その他	10百万円	計	1,105百万円	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	茨城県古河市	アルミリサイクル事業	建物他生産設備一式	653	兵庫県宝塚市他2件	遊休資産	土地	61	兵庫県宝塚市	遊休資産	建物、構築物他	45	合計			760
運送・荷造費	4,574百万円																																																																														
給与手当	6,561百万円																																																																														
退職給付引当金繰入額	485百万円																																																																														
賞与引当金繰入額	665百万円																																																																														
貸倒引当金繰入額	121百万円																																																																														
建物及び構築物	1,165百万円																																																																														
機械装置及び運搬具	219百万円																																																																														
工具器具及び備品	25百万円																																																																														
撤去費用他	45百万円																																																																														
計	1,456百万円																																																																														
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																																																												
東京都あきる野市他5件	遊休資産	土地	712																																																																												
東京都あきる野市	遊休資産	構築物	2																																																																												
合計			715																																																																												
運送・荷造費	4,898百万円																																																																														
給与手当	6,502百万円																																																																														
退職給付引当金繰入額	355百万円																																																																														
賞与引当金繰入額	707百万円																																																																														
貸倒引当金繰入額	256百万円																																																																														
土地	507百万円																																																																														
建物及び構築物	296百万円																																																																														
機械装置及び運搬具	272百万円																																																																														
工具器具及び備品	18百万円																																																																														
その他	10百万円																																																																														
計	1,105百万円																																																																														
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																																																												
茨城県古河市	アルミリサイクル事業	建物他生産設備一式	653																																																																												
兵庫県宝塚市他2件	遊休資産	土地	61																																																																												
兵庫県宝塚市	遊休資産	建物、構築物他	45																																																																												
合計			760																																																																												

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	133,984,908	—	—	133,984,908
合計	133,984,908	—	—	133,984,908
自己株式				
普通株式	6,352,849	10,555	—	6,363,404
合計	6,352,849	10,555	—	6,363,404

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加である。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はない。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	255	2.00	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月17日 取締役会	普通株式	255	2.00	平成18年9月30日	平成18年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	255	利益剰余金	2.00	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																												
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">24,598百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金等</td> <td style="text-align: right;">△2,640百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td style="text-align: right;">100百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">22,058百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	24,598百万円	預入期間が3か月を超える定期預金等	△2,640百万円	有価証券勘定	100百万円	現金及び現金同等物	22,058百万円	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">22,146百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金等</td> <td style="text-align: right;">△2,110百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td style="text-align: right;">100百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">20,136百万円</td> </tr> </table> <p>2 重要な非資金取引の内容</p> <p>新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>当連結会計年度において栗本コンクリート工業(株)、栗本エンバイロ(株)、三興機鋼(株)、栗本細野(株)及び佐藤機材(株)の5社は重要性が増加したことから連結子会社とした。</p> <p>連結子会社としたことに伴う、連結開始時の資産及び負債の内訳は次の通りである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">5,548百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">3,675百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,224百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">7,960百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">933百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,894百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	22,146百万円	預入期間が3か月を超える定期預金等	△2,110百万円	有価証券勘定	100百万円	現金及び現金同等物	20,136百万円	流動資産	5,548百万円	固定資産	3,675百万円	資産合計	9,224百万円	流動負債	7,960百万円	固定負債	933百万円	負債合計	8,894百万円
現金及び預金勘定	24,598百万円																												
預入期間が3か月を超える定期預金等	△2,640百万円																												
有価証券勘定	100百万円																												
現金及び現金同等物	22,058百万円																												
現金及び預金勘定	22,146百万円																												
預入期間が3か月を超える定期預金等	△2,110百万円																												
有価証券勘定	100百万円																												
現金及び現金同等物	20,136百万円																												
流動資産	5,548百万円																												
固定資産	3,675百万円																												
資産合計	9,224百万円																												
流動負債	7,960百万円																												
固定負債	933百万円																												
負債合計	8,894百万円																												

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引								
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額								
<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">工具・器具 及び備品</td> <td style="text-align: center;">その他 固定資産</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> </table>		工具・器具 及び備品	その他 固定資産	合計	<table border="0"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">工具・器具 及び備品</td> <td style="text-align: center;">その他 固定資産</td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> </table>		工具・器具 及び備品	その他 固定資産	合計
	工具・器具 及び備品	その他 固定資産	合計						
	工具・器具 及び備品	その他 固定資産	合計						
取得価額相当額	473百万円	298百万円	772百万円	取得価額相当額	383百万円	426百万円	810百万円		
減価償却累計額相当額	290百万円	141百万円	432百万円	減価償却累計額相当額	263百万円	253百万円	516百万円		
期末残高相当額	182百万円	157百万円	339百万円	期末残高相当額	119百万円	173百万円	293百万円		
2 未経過リース料期末残高相当額				2 未経過リース料期末残高相当額					
1年以内			147百万円	1年以内			152百万円		
1年超			191百万円	1年超			140百万円		
合計			339百万円	合計			293百万円		
(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、連結財務諸表規則第15条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。				(注) 同左					
3 支払リース料及び減価償却費相当額				3 支払リース料及び減価償却費相当額					
支払リース料			181百万円	支払リース料			187百万円		
減価償却費相当額			181百万円	減価償却費相当額			187百万円		
4 減価償却費相当額の算定方法				4 減価償却費相当額の算定方法					
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。				同左					
(減損損失について)				(減損損失について)					
リース資産に配分された減損損失はありません。				同左					

(有価証券関係)

前連結会計年度

1 売買目的有価証券（平成18年3月31日）

連結貸借対照表計上額

114百万円

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額

17百万円

2 その他有価証券で時価のあるもの（平成18年3月31日）

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	13,079	30,002	16,923
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	99	101	2
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	486	779	292
	小計	13,665	30,884	17,218
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	119	95	△24
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	1,275	1,160	△114
	小計	1,395	1,256	△138
合計		15,061	32,140	17,079

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
8,327	6,335	△193

4 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成18年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
優先出資証券	2,000
優先株式	1,000

5 その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額（平成18年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券				
国債・地方債等	0	100	25	—
社債	—	5	—	—
その他	—	—	—	—
合計	0	105	25	—

当連結会計年度

1 売買目的有価証券（平成19年3月31日）

連結貸借対照表計上額

88百万円

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額

△25百万円

2 その他有価証券で時価のあるもの（平成19年3月31日）

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	16,977	25,190	8,212
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	99	101	1
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	471	753	281
	小計	17,549	26,045	8,495
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	4,743	4,229	△513
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	3	3	△0
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	1,284	1,163	△120
	小計	6,030	5,396	△634
合計		23,580	31,441	7,861

(注) 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて、2百万円（株式2百万円）の減損処理を行っている。

なお、当該有価証券の減損処理については、時価下落の内的・外的要因を総合的に勘案して判断している。

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
11,552	5,326	△11

4 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成19年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
優先出資証券	2,000
優先株式	1,000

5 その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額（平成19年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券				
国債・地方債等	—	105	23	—
社債	—	5	—	—
その他	—	—	—	—
合計	—	110	23	—

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引等、金利関連では金利スワップ取引である。

(2) 取引に対する取組方針

当社グループにおいては投機目的や短期的な売買差益獲得目的のためにはデリバティブ取引を利用しない方針である。

(3) 取引の利用目的

当社グループにおいては、通貨関連では将来の商品等の輸入取引等に係る為替変動リスクに備える目的で、又金利関連では借入金金利等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用している。

なお、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ取引についてはヘッジ会計を適用しており、ヘッジ会計の方法は「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4(5)」に記載の通りである。

(4) 取引に係るリスクの内容

為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有し、金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有している。なお、為替予約取引及び金利スワップ取引の契約先は信用度の高い国内の銀行であるため、相手方の契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識している。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当社における為替予約取引は社内稟議決裁を経た後、コーポレートセンター経理ユニットにて実行管理している。

連結子会社における為替予約取引については、同社内での稟議決裁ならびに当社への届出の後、同子会社総務部門にて実行管理している。

金利スワップ取引を行っている一部の子会社では、取引の実行及び管理は同社管理本部において実施している。又、取引の運用状況の管理は管理本部内の相互牽制を行い、定期的に取り引金融機関と残高確認を行い、想定元本や時価及び評価損益等について、内部管理資料と相違ないかを点検している。

2 取引の時価等に関する事項

金利関連

		当連結会計年度末 (平成18年3月31日)			
区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	1,825	1,460	△66	△66

(注) 1 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定している。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、記載対象から除いている。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引等、金利関連では金利スワップ取引である。

(2) 取引に対する取組方針

当社グループにおいては投機目的や短期的な売買差益獲得目的のためにはデリバティブ取引を利用しない方針である。

(3) 取引の利用目的

当社グループにおいては、通貨関連では将来の商品等の輸入取引等に係る為替変動リスクに備える目的で、又金利関連では借入金利等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用している。

なお、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブ取引についてはヘッジ会計を適用しており、ヘッジ会計の方法は「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4(5)」に記載の通りである。

(4) 取引に係るリスクの内容

為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有し、金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有している。なお、為替予約取引及び金利スワップ取引の契約先は信用度の高い国内の銀行であるため、相手方の契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識している。

(5) 取引に係るリスク管理体制

当社における為替予約取引は社内稟議決裁を経た後、コーポレートセンター経理ユニットにて実行管理している。

連結子会社における為替予約取引については、同社内での稟議決裁ならびに当社への届出の後、同子会社総務部門にて実行管理している。

金利スワップ取引を行っている一部の子会社では、取引の実行及び管理は同社管理本部において実施している。又、取引の運用状況の管理は管理本部内の相互牽制を行い、定期的取引金融機関と残高確認を行い、想定元本や時価及び評価損益等について、内部管理資料と相違ないかを点検している。

2 取引の時価等に関する事項

金利関連

		当連結会計年度末 (平成19年3月31日)			
区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	1,460	—	△24	△24

(注) 1 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定している。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、記載対象から除いている。

(退職給付関係)

前連結会計年度

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び大半の連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度（退職金規定）及び適格退職年金制度（退職年金規定）を設けている。また、一部の連結子会社は、適格退職年金制度を設けている。

退職一時金制度と適格退職年金制度との関係は、退職金規定上にある定年加算金に定める額を適格退職年金制度へ移行していることから、内枠での支給形態をとっている。

なお適格退職年金は国税庁へは昭和50年4月30日申請、同5月28日承認を受けていて、総幹事会社はみずほ信託銀行となっている。

また当社は退職給付会計における積立不足の対応策として退職給付信託を設定している。

2 退職給付債務に関する事項（平成18年3月31日）

イ 退職給付債務	△17,007百万円
ロ 年金資産	14,789百万円
ハ 未積立退職給付債務（イ＋ロ）	△2,217百万円
ニ 会計基準変更時差異の未処理額	一百万円
ホ 未認識数理計算上の差異	△3,727百万円
ヘ 未認識過去勤務債務（債務の減額）	一百万円
ト 連結貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ＋ヘ）	△5,945百万円
チ 前払年金費用	一百万円
リ 退職給付引当金（トーチ）	△5,945百万円

(注) 1 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用している。

2 年金資産には退職給付信託による資産が含まれている。

3 退職給付費用に関する事項（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

イ 勤務費用	793百万円
ロ 利息費用	396百万円
ハ 期待運用収益	△56百万円
ニ 会計基準変更時差異の費用処理額	一百万円
ホ 数理計算上の差異の費用処理額	497百万円
ヘ 過去勤務債務の費用処理額	一百万円
ト 退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ）	1,630百万円

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ 勤務費用」に計上している。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	2.5%
ハ 期待運用収益率	0.4～1.2%
ニ 過去勤務債務の額の処理年数	—
ホ 数理計算上の差異の処理年数	主として10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。）
ヘ 会計基準変更時差異の処理年数	主として3年である。 ただし、一部の子会社では、発生時年度に一括費用処理している。

当連結会計年度

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び大半の連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度（退職金規定）及び適格退職年金制度（退職年金規定）を設けている。また、一部の連結子会社は、適格退職年金制度を設けている。

退職一時金制度と適格退職年金制度との関係は、退職金規定上にある定年加算金に定める額を適格退職年金制度へ移行していることから、内枠での支給形態をとっている。

なお適格退職年金は国税庁へは昭和50年4月30日申請、同5月28日承認を受けていて、総幹事会社はみずほ信託銀行となっている。

また当社は退職給付会計における積立不足の対応策として退職給付信託を設定している。

2 退職給付債務に関する事項（平成19年3月31日）

イ 退職給付債務	△16,653百万円
ロ 年金資産	12,761百万円
ハ 未積立退職給付債務（イ＋ロ）	△3,891百万円
ニ 会計基準変更時差異の未処理額	－百万円
ホ 未認識数理計算上の差異	△1,344百万円
ヘ 未認識過去勤務債務（債務の減額）	－百万円
ト 連結貸借対照表計上額純額（ハ＋ニ＋ホ＋ヘ）	△5,236百万円
チ 前払年金費用	－百万円
リ 退職給付引当金（トーチ）	△5,236百万円

(注) 1 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用している。

2 年金資産には退職給付信託による資産が含まれている。

3 退職給付費用に関する事項（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

イ 勤務費用	765百万円
ロ 利息費用	403百万円
ハ 期待運用収益	△71百万円
ニ 会計基準変更時差異の費用処理額	－百万円
ホ 数理計算上の差異の費用処理額	△25百万円
ヘ 過去勤務債務の費用処理額	－百万円
ト 退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ）	1,071百万円

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ 勤務費用」に計上している。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ 割引率	2.5%
ハ 期待運用収益率	0.4～1.2%
ニ 過去勤務債務の額の処理年数	－
ホ 数理計算上の差異の処理年数	主として10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしている。）
ヘ 会計基準変更時差異の処理年数	主として3年である。 ただし、一部の子会社では、発生時年度に一括費用処理している。

(ストック・オプション等関係)

該当事項なし。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日現在)		当連結会計年度 (平成19年3月31日現在)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下の通りである。		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下の通りである。	
繰延税金資産		繰延税金資産	
退職給付引当金	4,325百万円	退職給付引当金	4,065百万円
貸倒引当金	1,209百万円	貸倒引当金	735百万円
賞与引当金	582百万円	賞与引当金	648百万円
税務上の繰越欠損金	7,464百万円	税務上の繰越欠損金	7,091百万円
連結会社間未実現利益消去	826百万円	連結会社間未実現利益消去	844百万円
その他	1,512百万円	その他	2,366百万円
繰延税金資産小計	15,919百万円	繰延税金資産小計	15,751百万円
評価性引当額	△7,842百万円	評価性引当額	△9,309百万円
繰延税金資産合計	8,077百万円	繰延税金資産合計	6,442百万円
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△7,003百万円	その他有価証券評価差額金	△3,223百万円
固定資産圧縮特別勘定積立金	一百万円	固定資産圧縮特別勘定積立金	△290百万円
未収配当金	△86百万円	未収配当金	△109百万円
その他	△3百万円	その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△7,093百万円	繰延税金負債合計	△3,625百万円
繰延税金資産の純額	983百万円	繰延税金資産の純額	2,817百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	41.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.1%	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.1%
永久に損金に算入されない課徴金	6.3%	永久に損金に算入されない課徴金及び罰金	6.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.8%
住民税均等割	2.8%	住民税均等割	2.2%
評価性引当額の増減	30.5%	評価性引当額の増減	32.0%
連結調整勘定償却額	—%	のれん償却額	4.6%
その他	△0.1%	その他	△1.1%
税効果会計適用後の法人税等負担率	76.0%	税効果会計適用後の法人税等負担率	86.1%

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	鉄鋼・鋳鋼 関連事業 (百万円)	鋼製構造 物・機械 関連事業 (百万円)	建築及び 建築関連 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	46,665	42,977	69,384	7,866	166,895	—	166,895
(2) セグメント間の内部 売上高・内部振替高	2,381	48	905	292	3,628	(3,628)	—
計	49,047	43,025	70,290	8,159	170,523	(3,628)	166,895
営業費用	47,705	46,354	69,046	7,847	170,953	(3,048)	167,905
営業利益又は営業損失(△)	1,341	△3,328	1,244	312	△430	△579	△1,010
II 資産、減価償却費及び 資本的支出							
資産	55,272	37,295	43,013	23,200	158,781	65,684	224,466
減価償却費	1,142	378	410	202	2,133	102	2,235
減損損失	—	—	6	—	6	709	715
資本的支出	828	416	373	170	1,789	98	1,888

(注) 1 事業区分は、製造方法・製造過程の類似性により区分している。

2 各事業の主な製品

(1) 鉄鋼・鋳鋼関連事業

ダクタイル鉄管及び付属品、各種調節弁、特殊鋳鉄及び鋳鋼、各種水道工事、土木工事の調査・設計・施工

(2) 鋼製構造物・機械関連事業

橋梁、水門、水管橋、各種産業機械及びプラント、粗大ごみ処理施設、各種プレス

(3) 建築及び建築関連事業

建築、各種ダクト

(4) その他事業

各種FRC製品、ポリコンFRP管、各種合成樹脂成型品

3 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は77,640百万円であり、その主なものは、親会社での余資運用資金(現預金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

4 会計処理方法の変更

減損損失

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用している。

この結果、資産の減少額及び減損損失の計上額は、建築及び建築関連事業で6百万円、消去又は全社で709百万円となっている。

5 追加情報

工事損失引当金

急激な原材料価格の上昇等を契機に見積工事原価を見直した結果、工事損失見込額が発生したため翌期以降に発生が見込まれる損失見込額を引当計上した。

この結果、鋼製構造物・機械関連事業において営業費用が74百万円増加し、営業損失が74百万円増加している。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	鉄鋼・鋳鋼 関連事業 (百万円)	鋼製構造 物・機械 関連事業 (百万円)	建築及び 建築関連 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	51,372	40,254	49,021	10,722	151,371	—	151,371
(2) セグメント間の内部 売上高・内部振替高	2,788	150	2,140	232	5,313	(5,313)	—
計	54,161	40,405	51,162	10,955	156,684	(5,313)	151,371
営業費用	52,316	40,969	50,814	10,578	154,678	(4,377)	150,300
営業利益又は営業損失(△)	1,844	△564	348	377	2,006	△935	1,070
II 資産、減価償却費及び 資本的支出							
資産	59,620	36,767	35,067	25,146	156,602	56,726	213,329
減価償却費	1,215	321	400	262	2,200	287	2,487
減損損失	—	—	—	653	653	107	760
資本的支出	1,225	608	493	279	2,606	610	3,217

(注) 1 事業区分は、製造方法・製造過程の類似性により区分している。

2 各事業の主な製品

(1) 鉄鋼・鋳鋼関連事業

ダクタイル鉄管及び付属品、各種調節弁、特殊鋳鉄及び鋳鋼、各種水道工事、土木工事の調査・設計・施工

(2) 鋼製構造物・機械関連事業

橋梁、水門、水管橋、各種産業機械及びプラント、粗大ごみ処理施設、各種プレス

(3) 建築及び建築関連事業

建築、各種ダクト

(4) その他事業

ポリコンFRP管、各種合成樹脂成型品、ヒューム管、各種コンクリート製品

3 資産のうち、消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は74,372百万円であり、その主なものは、親会社での余資運用資金(現預金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等である。

4 追加情報

役員賞与引当金

当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用している。この結果、当連結会計年度の営業費用の増加額及び、営業利益の減少額はそれぞれ、鉄鋼・鋳鋼関連事業が4百万円、鋼製構造物・機械関連事業が1百万円、その他事業が4百万円、消去又は全社が1百万円である。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略している。

【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略している。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略している。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

関連当事者との取引

該当事項なし。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

関連当事者との取引

該当事項なし。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	715円44銭	1株当たり純資産額	665円61銭
1株当たり当期純利益金額	5円38銭	1株当たり当期純利益金額	4円37銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していない。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していない。	

(注) 1. 1株当たり当期純利益及の算定上の基礎は、以下の通りである。

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当期純利益 (百万円)	692	557
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	692	557
普通株式の期中平均株式数 (株)	128,555,124	127,626,889

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りである。

	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	—	86,647
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	1,700
(うち少数株主持分)	(—)	(1,700)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	—	84,946
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	—	127,621,504

(重要な後発事象)

該当事項なし。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
栗本建設工業㈱	第7回物上担保付社債	平成 11. 9. 30	400	—	年 2. 90	あり	平成 18. 9. 29
栗本建設工業㈱	第8回物上担保付社債	平成 12. 3. 29	400	—	年 2. 50	あり	平成 19. 3. 29
栗本建設工業㈱	第9回物上担保付社債 (注) 2	平成 12. 9. 29	300	300 (300)	年 2. 73	あり	平成 19. 9. 28
栗本建設工業㈱	第10回物上担保付社債 (注) 2	平成 12. 12. 27	350	350 (350)	年 2. 33	あり	平成 19. 12. 27
栗本建設工業㈱	第11回物上担保付社債 (注) 2	平成 13. 3. 29	400	400 (400)	年 1. 95	あり	平成 20. 3. 28
合計	—	—	1, 850	1, 050 (1, 050)	—	—	—

(注) 1 連結決算日後5年内における償還予定額は次の通りである。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
1, 050	—	—	—	—

2 当期末残高の()内の金額は、1年以内に償還が予定されている社債である。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	41, 462	38, 188	1. 2	—
1年以内に返済予定の長期借入金	4, 254	5, 462	1. 3	—
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	7, 418	9, 536	1. 2	平成20年4月23日～ 平成33年9月20日
その他の有利子負債	—	—	—	—
合計	53, 134	53, 187	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は次の通りである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	4, 830	2, 071	1, 751	876

(2)【その他】

①当社の水道用ダクティル鑄鉄管直管の営業の一部について、当社従業員の行為が独占禁止法に違反するとして、平成11年12月に公正取引委員会から課徴金の納付命令を受けたが、その算定方法について平成12年1月に審判手続きの開始を請求し、現在審判中である。

②当社の連結子会社である栗本建設工業株式会社において、オリックス・リアルエステート株式会社に対して、平成18年9月に横浜市の日吉本町共同住宅新築工事他に関する工事代金の請求訴訟を提起し、現在係属中である。

③当社の連結子会社である栗本建設工業株式会社において、平成18年10月に大阪市の神崎川隣接の工場跡地土壌改良請負工事について、株式会社大林組から損害賠償請求を提訴され、現在係属中である。

なお、当社は栗本建設工業株式会社の連帯保証を行っている。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

区分	注記 番号	第110期 (平成18年3月31日)		第111期 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1 現金及び預金			13,179		11,442	
2 受取手形	※7.9		3,575		4,314	
3 売掛金	※7		28,595		26,478	
4 有価証券			100		100	
5 製品			6,101		5,125	
6 原材料			705		657	
7 仕掛品			7,395		7,767	
8 半成工事			795		633	
9 貯蔵品			838		835	
10 前渡金			306		283	
11 前払費用			483		555	
12 繰延税金資産			2,250		1,062	
13 短期貸付金	※7		3,561		—	
14 関係会社預け金			—		1,696	
15 その他			2,925		2,653	
貸倒引当金			△11		△18	
流動資産合計			70,801	41.9	63,588	42.5
II 固定資産						
1 有形固定資産	※1					
(1) 建物	※1	19,337		16,911		
減価償却累計額		12,013	7,323	10,386	6,525	
(2) 構築物		4,258		3,951		
減価償却累計額		3,158	1,099	2,953	998	
(3) 機械及び装置		47,176		46,010		
減価償却累計額		39,415	7,760	38,520	7,489	
(4) 車両及び運搬具		421		413		
減価償却累計額		368	53	352	60	
(5) 工具・器具及び備品		7,547		7,132		
減価償却累計額		6,775	772	6,406	726	
(6) 土地	※1		24,492		22,136	
(7) 建設仮勘定			455		1,129	
有形固定資産合計			41,957	24.8	39,066	26.1

区分	注記 番号	第110期 (平成18年3月31日)		第111期 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
2 無形固定資産					
(1) ソフトウェア		216		327	
(2) 施設利用権		8		7	
(3) 電話加入権		35		35	
(4) 特許権他		0		0	
無形固定資産合計		261	0.1	371	0.3
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		35,208		34,432	
(2) 関係会社株式		17,366		8,016	
(3) 関係会社出資金		418		421	
(4) 長期貸付金		45		22	
(5) 従業員長期貸付金		23		67	
(6) 関係会社長期貸付金		1,418		2,593	
(7) 破産債権等		1,765		22	
(8) 長期前払費用		69		119	
(9) 繰延税金資産		—		220	
(10) その他		2,227		2,116	
貸倒引当金		△2,447		△1,491	
投資その他の資産合計		56,095	33.2	46,540	31.1
固定資産合計		98,314	58.1	85,978	57.5
資産合計		169,116	100.0	149,566	100.0
(負債の部)					
I 流動負債					
1 支払手形	※7.9	4,926		5,087	
2 買掛金	※7	15,666		16,354	
3 短期借入金	※1	22,202		18,626	
4 未払金		1,697		2,384	
5 未払法人税等		175		254	
6 未払費用		1,945		2,020	
7 前受金		3,626		3,187	
8 預り金		355		262	
9 従業員預り金		830		775	
10 賞与引当金		1,080		1,200	
11 工事損失引当金		74		368	
12 設備支払手形	※9	168		86	
13 その他		13		38	
流動負債合計		52,761	31.2	50,647	33.8

区分	注記 番号	第110期 (平成18年3月31日)		第111期 (平成19年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
II 固定負債	※1					
1 長期借入金			7,225	9,513		
2 繰延税金負債			2,514	—		
3 退職給付引当金			3,956	3,088		
4 環境安全対策引当金			260	236		
固定負債合計		13,956	8.3	12,838	8.6	
負債合計		66,717	39.5	63,486	42.4	
(資本の部)						
I 資本金	※2		31,186	18.4	—	—
II 資本剰余金						
1 資本準備金		28,743		—		
2 その他資本剰余金						
自己株式処分差益		117		—		
資本剰余金合計		28,861	17.0	—	—	
III 利益剰余金						
1 利益準備金		25		—		
2 任意積立金						
別途積立金		32,146		—		
3 当期末処分利益		1,613		—		
利益剰余金合計		33,784	20.0	—	—	
IV その他有価証券評価差額金			9,955	5.9	—	—
V 自己株式	※3		△1,389	△0.8	—	—
資本合計			102,398	60.5	—	—
負債・資本合計			169,116	100.0	—	—

区分	注記 番号	第110期 (平成18年3月31日)		第111期 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金		—	—	31,186	20.9
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金		—		28,743	
(2) その他資本剰余金		—		117	
資本剰余金合計		—	—	28,861	19.3
3 利益剰余金					
(1) 利益準備金		—		25	
(2) その他利益剰余金					
固定資産圧縮特別勘定 積立金		—		418	
別途積立金		—		32,146	
繰越利益剰余金		—		△9,668	
利益剰余金合計		—	—	22,921	15.3
4 自己株式		—	—	△1,392	△0.9
株主資本合計		—	—	81,575	54.6
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金		—	—	4,515	3.0
2 繰延ヘッジ損益		—	—	△10	△0.0
評価・換算差額等合計		—	—	4,504	3.0
純資産合計		—	—	86,080	57.6
負債純資産合計		—	—	149,566	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	第110期 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)			第111期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
I 売上高							
1 売上高			81,432	100.0		78,592	100.0
II 売上原価							
1 製品期首たな卸高		7,006			6,101		
2 当期製品製造原価	※3	63,026			57,351		
3 当期製品仕入高	※2	5,579			5,976		
計		75,612			69,429		
4 他勘定振替高	※1	1,370			909		
5 製品期末たな卸高		6,101	68,140	83.7	5,125	63,395	80.7
売上総利益			13,292	16.3		15,197	19.3
III 販売費及び一般管理費	※2						
1 運送費		2,453			2,606		
2 荷造費		1,349			1,333		
3 販売手数料		462			470		
4 旅費交通費		779			682		
5 給与手当		3,330			2,950		
6 賞与引当金繰入額		380			438		
7 福利厚生費		1,093			1,013		
8 退職給付引当金繰入額		391			196		
9 賃借料		659			592		
10 研究開発費	※3	1,072			1,176		
11 業務委託料		1,270			1,205		
12 その他		2,502	15,745	19.3	2,067	14,732	18.7
営業利益			—	—		464	0.6
営業損失			2,453	3.0		—	—
IV 営業外収益							
1 受取利息		84			50		
2 有価証券利息		10			1		
3 受取配当金	※2	675			1,070		
4 不動産賃貸料収入	※2	243			198		
5 経営指導料等	※2	417			444		
6 雑収入		277	1,709	2.1	186	1,952	2.4

区分	注記 番号	第110期 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)			第111期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
V 営業外費用							
1 支払利息		257			325		
2 不動産賃貸料原価		95			86		
3 製造に係る異常操業度 損失		—			251		
4 雑損失		690	1,043	1.3	615	1,278	1.6
経常利益			—	—		1,138	1.4
経常損失			1,787	2.2		—	—
VI 特別利益							
1 土地売却益		1,349			2,862		
2 投資有価証券売却益		6,332			5,325		
3 その他		299	7,981	9.8	412	8,601	10.9
VII 特別損失							
1 関係会社株式評価損		—			13,133		
2 固定資産処分損		1,384			—		
3 減損損失	※ 4	709			—		
4 関係会社貸倒引当金 繰入額		648			—		
5 課徴金等		472			—		
6 その他		700	3,914	4.8	4,435	17,569	22.3
税引前当期純利益			2,279	2.8		—	—
税引前当期純損失			—	—		7,829	10.0
法人税、住民税及び 事業税		48			281		
法人税等調整額		1,549	1,597	2.0	2,241	2,523	3.2
当期純利益			682	0.8		—	—
当期純損失			—	—		10,353	13.2
前期繰越利益			1,188			—	
中間配当額			257			—	
当期未処分利益			1,613			—	

製造原価明細書

区分	注記 番号	第110期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		第111期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)		
I 材料費			22,375	35.0	22,890	38.2	
II 労務費			9,659	15.1	8,662	14.5	
III 経費							
1 外注費		21,196			18,309		
2 減価償却費		1,753			1,717		
3 運賃		1,095			1,016		
4 修繕費		948			906		
5 賃借料		557			452		
6 厚生費		503			482		
7 租税公課		806			725		
8 その他		5,108	31,970	49.9	4,742	28,351	47.3
当期総製造費用			64,006	100.0		59,905	100.0
仕掛品及び半成工事 期首たな卸高			9,532			8,191	
計			73,538			68,096	
仕掛品及び半成工事 期末たな卸高			8,191			8,401	
他勘定振替高	※1		2,321			2,343	
当期製品製造原価			63,026			57,351	

(注) ※1 他勘定振替高は次の通りである。

	建設仮勘定 (百万円)	販売費及び 一般管理費 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
第110期	2	2,024	294	2,321
第111期	15	1,850	478	2,343

2 原価計算の方法

当社の製造原価計算は、鉄管・建材は総合原価計算、機械・鉄構・バルブ・環境は個別原価計算を採用している。

原価差額は期末において、合理的方法により売上原価とたな卸資産に配賦している。

③【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】

利益処分計算書

		第110期 (平成18年6月29日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	
I 当期末処分利益			1,613
合計			1,613
II 利益処分額			
配当金		255	255
III 次期繰越利益			1,358

(注) 日付は株主総会承認年月日である。

株主資本等変動計算書

第111期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	31,186	28,743	117	28,861	25	—	32,146	1,613	33,784	△1,389	92,442
事業年度中の変動額											
剰余金の配当（注）								△510	△510		△510
当期純利益（△損失）								△10,353	△10,353		△10,353
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立						418		△418	—		—
自己株式の取得										△3	△3
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	—	418	—	△11,282	△10,863	△3	△10,866
平成19年3月31日 残高 (百万円)	31,186	28,743	117	28,861	25	418	32,146	△9,668	22,921	△1,392	81,575

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	9,955	—	9,955	102,398
事業年度中の変動額				
剰余金の配当（注）				△510
当期純利益（△損失）				△10,353
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立				—
自己株式の取得				△3
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△5,440	△10	△5,451	△5,451
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△5,440	△10	△5,451	△16,318
平成19年3月31日 残高 (百万円)	4,515	△10	4,504	86,080

(注) このうち、△255百万円は平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

重要な会計方針

<p>第110期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>第111期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券……①時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に 基づく時価法（評価差額は 全部資本直入法により処理 し、売却原価は移動平均法 により算定している） ②時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ……同左</p> <p>(2) その他有価証券……①時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に 基づく時価法（評価差額は 全部純資産直入法により処 理し、売却原価は移動平均 法により算定している） ②時価のないもの 同左</p>
<p>2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法 時価法</p>	<p>2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法 同左</p>
<p>3 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 製品・仕掛品・……総平均法又は個別法による原 半成工事 価法</p> <p>(2) 原材料・貯蔵品……移動平均法による原価法</p>	<p>3 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 製品・仕掛品・……同左 半成工事</p> <p>(2) 原材料・貯蔵品……同左</p>
<p>4 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法を採用している。 取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資 産については、一括償却資産として3年間で均等 に償却する方法を採用している。 なお、主な耐用年数は次の通りである。 建物 3～50年 構築物 2～60年 機械及び装置 2～17年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用している。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内 における利用可能期間(5年)に基づいている。</p>	<p>4 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権に ついては貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特 定の債権については個別に回収可能性を検討し、 回収不能見込額を計上している。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、賞与支給 見込額を計上している。</p> <p>(3) 工事損失引当金 受注工事の損失に備えるため、手持受注工事のう ち当事業年度末において大幅な損失の発生が確実 視され、かつ、その金額を合理的に見積もること ができる工事については、翌事業年度以降に発生 が見込まれる損失見込額を引当計上している。</p>	<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 工事損失引当金 同左</p>

<p style="text-align: center;">第110期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第111期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。 又、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしている。</p> <p>(5) 環境安全対策引当金 保管するPCB廃棄物等の処理費用の支出に備えるため、当事業年度末においてその金額を合理的に見積もることができる処理費用については、翌事業年度以降に発生が見込まれる金額を引当計上している。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上していたが、平成17年6月29日開催の第109回定時株主総会で、本総会終結の時をもって、制度廃止に伴う打ち切り支給議案が承認可決されており、当該決議に基づき取締役会ならびに監査役の協議において、役員退職慰労金の具体的支給金額及び支給方法等を決定した。これに伴い、役員退任時の慰労金の支給に充てるため、役員退職慰労引当金は全額を取崩し、期末時点での未払額は流動負債の未払金に振替計上している。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 環境安全対策引当金 同左</p> <p>(6) —————</p>
<p>6 収益及び費用の計上基準 請負工事の収益計上は、工事完成基準によっているが、長期大型工事（工期1年以上かつ請負金額5億円以上）については、工事進行基準を採用している。</p>	<p>6 収益及び費用の計上基準 同左</p>
<p>7 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p>	<p>7 リース取引の処理方法 同左</p>

<p style="text-align: center;">第110期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第111期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>8 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。 なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たす場合には振当処理をしている。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約 ヘッジ対象 外貨建債権債務及び外貨建予定取引</p> <p>(3) ヘッジ方針 通常業務を遂行する上で発生する為替変動リスクを回避するために利用している。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断している。</p>	<p>8 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
<p>9 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。</p>	<p>9 消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理方法の変更

<p style="text-align: center;">第110期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第111期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用している。これにより税引前当期純利益は、709百万円減少している。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除している。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は86,090百万円である。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成している。</p>

表示方法の変更

<p style="text-align: center;">第110期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第111期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表)</p> <p>1 従来区分掲記していた営業外受取手形は資産総額の1/100以下であるので、当会計年度より「受取手形」に含めて一括表示することに変更した。なお「受取手形」に含まれる「営業外受取手形」は、0百万円である。</p> <p>2 「短期貸付金」は、前会計年度まで、流動資産の「その他」に含めて表示していたが、当会計年度において、資産総額の1/100を超えたため区分掲記した。なお、前会計年度末の「短期貸付金」は、0百万円である。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>1 「関係会社預け金」は、前事業年度まで、流動資産の「その他」に含めて表示していたが、当事業年度において、資産総額の1/100を超えたため区分掲記した。なお、前事業年度末の「関係会社預け金」は、0百万円である。</p> <p>2 従来区分掲記していた「短期貸付金」は資産総額の1/100以下となったので、当事業年度より「その他」に含めて一括表示することに変更した。なお「その他」に含まれる「短期貸付金」は、82百万円である。</p>
<p>(損益計算書)</p> <p>1 従来区分掲記していた特別損失の「投資有価証券等評価損」は特別損失の10/100以下となったので、当会計年度より「その他」に含めて一括表示することに変更した。なお「その他」に含まれる「投資有価証券等評価損」は1百万円である。</p>	<p>(損益計算書)</p> <p>1 前事業年度まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示していた「製造に係る異常操業度損失」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記した。なお、前事業年度における「製造に係る異常操業度損失」は58百万円である。</p> <p>2 前事業年度まで特別損失の「その他」に含めて表示していた「関係会社株式評価損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため区分掲記した。なお、前事業年度における「関係会社株式評価損」は50百万円である。</p> <p>3 従来区分掲記していた特別損失の「固定資産処分損」は特別損失の10/100以下となったので、当事業年度より「その他」に含めて一括表示することに変更した。なお「その他」に含まれる「固定資産処分損」は567百万円である。</p> <p>4 従来区分掲記していた特別損失の「減損損失」は特別損失の10/100以下となったので、当事業年度より「その他」に含めて一括表示することに変更した。なお「その他」に含まれる「減損損失」は107百万円である。</p> <p>5 従来区分掲記していた特別損失の「関係会社貸倒引当金繰入額」は特別損失の10/100以下となったので、当事業年度より「その他」に含めて一括表示することに変更した。なお「その他」に含まれる「関係会社貸倒引当金繰入額」は1,453百万円である。</p> <p>6 従来区分掲記していた特別損失の「課徴金等」は特別損失の10/100以下となったので、当事業年度より「その他」に含めて一括表示することに変更した。なお「その他」に含まれる「課徴金等」は772百万円である。</p>

追加情報

<p style="text-align: center;">第110期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第111期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(工事損失引当金)</p> <p>急激な原材料価格の上昇等を契機に見積工事原価を見直した結果、大幅な工事損失見込額が発生したため翌期以降に発生が見込まれる損失見込額を引当計上している。</p> <p>この結果、営業損失及び経常損失が74百万円増加し、税引前当期純利益が74百万円減少している。</p> <p>(環境安全対策引当金)</p> <p>平成13年に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、保管しているPCB廃棄物等について「早期登録・調整協力割引制度」の申込を平成18年3月に行い、翌期以降の発生見込額を合理的に見積もれることとなったため引当計上した。</p> <p>この結果、税引前当期純利益が260百万円減少している。</p>	<p>—————</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第110期 (平成18年3月31日現在)	第111期 (平成19年3月31日現在)
※1 担保資産 (1) 担保に供している資産 有形固定資産 1,964百万円 (帳簿価額) (内工場財団分 1,964百万円) (2) 上記に対する債務額 短期借入金 240百万円 長期借入金 1,280百万円 計 1,520百万円 (内工場財団分 1,520百万円)	※1 担保資産 (1) 担保に供している資産 土地 1,031百万円 建物 884百万円 計 1,916百万円 (帳簿価額) (内工場財団分 1,916百万円) (2) 上記に対する債務額 短期借入金 180百万円 長期借入金 1,100百万円 計 1,280百万円 (内工場財団分 1,280百万円)
※2 株式の状況 (1) 授権株式数 普通株式 393,766,000株 ただし、定款の定めにより株式の消却が行われた 場合には、会社が発行する株式について、これに 相当する株式数を減ずる。 (2) 発行済株式総数 普通株式 133,984,908株	2 _____
※3 自己株式 当社が保有する自己株式の数 普通株式 6,352,849株	3 _____
4 保証債務 従業員の金融機関借入金に対する保証債務 1,028百万円 連結子会社(クリモトファイナンス(株))の金 融機関借入金に対する債務保証 16,790百万円	4 保証債務 従業員の金融機関借入金に対する保証債務 875百万円 連結子会社(クリモトファイナンス(株))の金 融機関借入金に対する債務保証 14,790百万円
5 債権流動化のための受取手形譲渡高 7,038百万円	5 債権流動化のための受取手形譲渡高 10,355百万円
6 当座貸越契約及び貸出コミットメント 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため 取引銀行13行と当座貸越契約及び貸出コミットメント 契約を締結している。 当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミット メントに係る借入未実行残高等は次の通りである。 当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額 37,170百万円 借入実行残高 18,220百万円 差引額 18,950百万円	6 当座貸越契約及び貸出コミットメント 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため 取引銀行13行と当座貸越契約及び貸出コミットメント 契約を締結している。 当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミット メントに係る借入未実行残高等は次の通りである。 当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額 36,890百万円 借入実行残高 13,920百万円 差引額 22,970百万円

<p style="text-align: center;">第110期 (平成18年3月31日現在)</p>	<p style="text-align: center;">第111期 (平成19年3月31日現在)</p>																						
<p>※7 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがある。</p> <table border="1" data-bbox="193 327 727 483"> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">流動資産</td> <td>受取手形</td> <td style="text-align: right;">463百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">8,451百万円</td> </tr> <tr> <td>短期貸付金</td> <td style="text-align: right;">3,549百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">流動負債</td> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">553百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td style="text-align: right;">4,780百万円</td> </tr> </table>	流動資産	受取手形	463百万円	売掛金	8,451百万円	短期貸付金	3,549百万円	流動負債	支払手形	553百万円	買掛金	4,780百万円	<p>※7 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがある。</p> <table border="1" data-bbox="839 327 1374 454"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">流動資産</td> <td>受取手形</td> <td style="text-align: right;">412百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">8,125百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">流動負債</td> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">793百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td style="text-align: right;">6,080百万円</td> </tr> </table>	流動資産	受取手形	412百万円	売掛金	8,125百万円	流動負債	支払手形	793百万円	買掛金	6,080百万円
流動資産		受取手形	463百万円																				
		売掛金	8,451百万円																				
	短期貸付金	3,549百万円																					
流動負債	支払手形	553百万円																					
	買掛金	4,780百万円																					
流動資産	受取手形	412百万円																					
	売掛金	8,125百万円																					
流動負債	支払手形	793百万円																					
	買掛金	6,080百万円																					
<p>8 配当制限 商法施行規則第124条第3号の規定により、配当に充当することが制限されている金額は9,955百万円である。</p>	<p>8 _____</p>																						
<p>9 _____</p>	<p>※9 事業年度末日満期手形 当事業年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の満期手形が当事業年度末日の残高に含まれている。</p> <table data-bbox="850 813 1366 902"> <tr> <td>受取手形</td> <td style="text-align: right;">114百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td style="text-align: right;">1,290百万円</td> </tr> <tr> <td>設備支払手形</td> <td style="text-align: right;">6百万円</td> </tr> </table>	受取手形	114百万円	支払手形	1,290百万円	設備支払手形	6百万円																
受取手形	114百万円																						
支払手形	1,290百万円																						
設備支払手形	6百万円																						

(損益計算書関係)

第110期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	第111期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																								
※1 他勘定振替高は次の通りである。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売間接費</td> <td style="text-align: right;">604百万円</td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">764百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,370百万円</td> </tr> </table>	販売間接費	604百万円	建設仮勘定	2百万円	その他	764百万円	計	1,370百万円	※1 他勘定振替高は次の通りである。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売間接費</td> <td style="text-align: right;">481百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">427百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">909百万円</td> </tr> </table>	販売間接費	481百万円	その他	427百万円	計	909百万円																										
販売間接費	604百万円																																								
建設仮勘定	2百万円																																								
その他	764百万円																																								
計	1,370百万円																																								
販売間接費	481百万円																																								
その他	427百万円																																								
計	909百万円																																								
※2 関係会社との取引によるものは次の通りである。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">仕入高ならびに販売費及び一般管理費</td> <td style="text-align: right;">19,595百万円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">72百万円</td> </tr> <tr> <td>不動産賃貸料収入</td> <td style="text-align: right;">226百万円</td> </tr> <tr> <td>経営指導料等</td> <td style="text-align: right;">417百万円</td> </tr> </table>	仕入高ならびに販売費及び一般管理費	19,595百万円	受取配当金	72百万円	不動産賃貸料収入	226百万円	経営指導料等	417百万円	※2 関係会社との取引によるものは次の通りである。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">売上高</td> <td style="text-align: right;">16,092百万円</td> </tr> <tr> <td>仕入高ならびに販売費及び一般管理費</td> <td style="text-align: right;">20,068百万円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">618百万円</td> </tr> <tr> <td>経営指導料等</td> <td style="text-align: right;">444百万円</td> </tr> </table>	売上高	16,092百万円	仕入高ならびに販売費及び一般管理費	20,068百万円	受取配当金	618百万円	経営指導料等	444百万円																								
仕入高ならびに販売費及び一般管理費	19,595百万円																																								
受取配当金	72百万円																																								
不動産賃貸料収入	226百万円																																								
経営指導料等	417百万円																																								
売上高	16,092百万円																																								
仕入高ならびに販売費及び一般管理費	20,068百万円																																								
受取配当金	618百万円																																								
経営指導料等	444百万円																																								
※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 <div style="text-align: right;">1,269百万円</div>	※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 <div style="text-align: right;">1,417百万円</div>																																								
※4 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">場所</th> <th style="width: 20%;">用途</th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 40%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都あきる野市他4件</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td style="text-align: center;">706</td> </tr> <tr> <td>東京都あきる野市</td> <td>遊休資産</td> <td>構築物</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">709</td> </tr> </tbody> </table> 当社は、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っている。 ただし、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っている。 地価の継続的な下落により資産価値が大幅に下落したため、当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し709百万円を減損損失として特別損失に計上した。 なお、当該資産の回収可能額は、重要な資産については不動産鑑定評価に基づき算定し、その他の資産については、主に固定資産税評価額を基礎に算定している。	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	東京都あきる野市他4件	遊休資産	土地	706	東京都あきる野市	遊休資産	構築物	2	合計			709	※4 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">場所</th> <th style="width: 20%;">用途</th> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 40%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県宝塚市他2件</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td style="text-align: center;">61</td> </tr> <tr> <td>兵庫県宝塚市</td> <td>遊休資産</td> <td>建物</td> <td style="text-align: center;">36</td> </tr> <tr> <td>兵庫県宝塚市</td> <td>遊休資産</td> <td>構築物</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>兵庫県宝塚市</td> <td>遊休資産</td> <td>工具・器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">107</td> </tr> </tbody> </table> 当社は、原則として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し資産のグルーピングを行っている。 ただし、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っている。 地価の継続的な下落により資産価値が大幅に下落したため、当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し107百万円を減損損失として特別損失に計上した。 なお、当該資産の回収可能額は、重要な資産については不動産鑑定評価に基づき算定し、その他の資産については、主に固定資産税評価額を基礎に算定している。	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	兵庫県宝塚市他2件	遊休資産	土地	61	兵庫県宝塚市	遊休資産	建物	36	兵庫県宝塚市	遊休資産	構築物	8	兵庫県宝塚市	遊休資産	工具・器具及び備品	0	合計			107
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																						
東京都あきる野市他4件	遊休資産	土地	706																																						
東京都あきる野市	遊休資産	構築物	2																																						
合計			709																																						
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																						
兵庫県宝塚市他2件	遊休資産	土地	61																																						
兵庫県宝塚市	遊休資産	建物	36																																						
兵庫県宝塚市	遊休資産	構築物	8																																						
兵庫県宝塚市	遊休資産	工具・器具及び備品	0																																						
合計			107																																						

(株主資本等変動計算書関係)

第111期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	6,352,849	10,555	—	6,363,404
合計	6,352,849	10,555	—	6,363,404

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加である。

(リース取引関係)

第110期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	第111期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具・器具 及び備品</th> <th>その他 固定資産</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額 相当額</td> <td>167百万円</td> <td>70百万円</td> <td>238百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却 累計額相当額</td> <td>137百万円</td> <td>37百万円</td> <td>175百万円</td> </tr> <tr> <td>期末残高 相当額</td> <td>30百万円</td> <td>32百万円</td> <td>63百万円</td> </tr> </tbody> </table>		工具・器具 及び備品	その他 固定資産	合計	取得価額 相当額	167百万円	70百万円	238百万円	減価償却 累計額相当額	137百万円	37百万円	175百万円	期末残高 相当額	30百万円	32百万円	63百万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>工具・器具 及び備品</th> <th>その他 固定資産</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額 相当額</td> <td>74百万円</td> <td>78百万円</td> <td>153百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却 累計額相当額</td> <td>52百万円</td> <td>44百万円</td> <td>97百万円</td> </tr> <tr> <td>期末残高 相当額</td> <td>21百万円</td> <td>34百万円</td> <td>56百万円</td> </tr> </tbody> </table>		工具・器具 及び備品	その他 固定資産	合計	取得価額 相当額	74百万円	78百万円	153百万円	減価償却 累計額相当額	52百万円	44百万円	97百万円	期末残高 相当額	21百万円	34百万円	56百万円
	工具・器具 及び備品	その他 固定資産	合計																														
取得価額 相当額	167百万円	70百万円	238百万円																														
減価償却 累計額相当額	137百万円	37百万円	175百万円																														
期末残高 相当額	30百万円	32百万円	63百万円																														
	工具・器具 及び備品	その他 固定資産	合計																														
取得価額 相当額	74百万円	78百万円	153百万円																														
減価償却 累計額相当額	52百万円	44百万円	97百万円																														
期末残高 相当額	21百万円	34百万円	56百万円																														
2 未経過リース料期末残高相当額	2 未経過リース料期末残高相当額																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>29百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>33百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>63百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	29百万円	1年超	33百万円	合計	63百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>23百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>32百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>56百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	23百万円	1年超	32百万円	合計	56百万円																				
1年以内	29百万円																																
1年超	33百万円																																
合計	63百万円																																
1年以内	23百万円																																
1年超	32百万円																																
合計	56百万円																																
(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっている。	(注) 同左																																
3 支払リース料及び減価償却費相当額	3 支払リース料及び減価償却費相当額																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>51百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>51百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	51百万円	減価償却費相当額	51百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>35百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>35百万円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	35百万円	減価償却費相当額	35百万円																								
支払リース料	51百万円																																
減価償却費相当額	51百万円																																
支払リース料	35百万円																																
減価償却費相当額	35百万円																																
4 減価償却費相当額の算定方法	4 減価償却費相当額の算定方法																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。	同左																																
(減損損失について)	(減損損失について)																																
リース資産に配分された減損損失はありません。	同左																																

(有価証券関係)

前事業年度及び当事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

(税効果会計関係)

第110期 (平成18年3月31日現在)	第111期 (平成19年3月31日現在)																																																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下の通りである。</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">3,579百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">442百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">638百万円</td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">1,521百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,117百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">7,299百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△556百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">6,743百万円</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△6,918百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産圧縮特別勘定積立金</td> <td style="text-align: right;">一百万円</td> </tr> <tr> <td>未収配当金</td> <td style="text-align: right;">△86百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△2百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">△7,007百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(△負債)の純額</td> <td style="text-align: right;">△264百万円</td> </tr> </table>	退職給付引当金	3,579百万円	賞与引当金	442百万円	貸倒引当金	638百万円	税務上の繰越欠損金	1,521百万円	その他	1,117百万円	繰延税金資産小計	7,299百万円	評価性引当額	△556百万円	繰延税金資産合計	6,743百万円	その他有価証券評価差額金	△6,918百万円	固定資産圧縮特別勘定積立金	一百万円	未収配当金	△86百万円	その他	△2百万円	繰延税金負債合計	△7,007百万円	繰延税金資産(△負債)の純額	△264百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下の通りである。</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">3,215百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">492百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">606百万円</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td> <td style="text-align: right;">5,380百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,439百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">11,133百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△6,311百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">4,822百万円</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△3,137百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産圧縮特別勘定積立金</td> <td style="text-align: right;">△290百万円</td> </tr> <tr> <td>未収配当金</td> <td style="text-align: right;">△109百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△1百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">△3,539百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産(△負債)の純額</td> <td style="text-align: right;">1,282百万円</td> </tr> </table>	退職給付引当金	3,215百万円	賞与引当金	492百万円	貸倒引当金	606百万円	関係会社株式評価損	5,380百万円	その他	1,439百万円	繰延税金資産小計	11,133百万円	評価性引当額	△6,311百万円	繰延税金資産合計	4,822百万円	その他有価証券評価差額金	△3,137百万円	固定資産圧縮特別勘定積立金	△290百万円	未収配当金	△109百万円	その他	△1百万円	繰延税金負債合計	△3,539百万円	繰延税金資産(△負債)の純額	1,282百万円
退職給付引当金	3,579百万円																																																								
賞与引当金	442百万円																																																								
貸倒引当金	638百万円																																																								
税務上の繰越欠損金	1,521百万円																																																								
その他	1,117百万円																																																								
繰延税金資産小計	7,299百万円																																																								
評価性引当額	△556百万円																																																								
繰延税金資産合計	6,743百万円																																																								
その他有価証券評価差額金	△6,918百万円																																																								
固定資産圧縮特別勘定積立金	一百万円																																																								
未収配当金	△86百万円																																																								
その他	△2百万円																																																								
繰延税金負債合計	△7,007百万円																																																								
繰延税金資産(△負債)の純額	△264百万円																																																								
退職給付引当金	3,215百万円																																																								
賞与引当金	492百万円																																																								
貸倒引当金	606百万円																																																								
関係会社株式評価損	5,380百万円																																																								
その他	1,439百万円																																																								
繰延税金資産小計	11,133百万円																																																								
評価性引当額	△6,311百万円																																																								
繰延税金資産合計	4,822百万円																																																								
その他有価証券評価差額金	△3,137百万円																																																								
固定資産圧縮特別勘定積立金	△290百万円																																																								
未収配当金	△109百万円																																																								
その他	△1百万円																																																								
繰延税金負債合計	△3,539百万円																																																								
繰延税金資産(△負債)の純額	1,282百万円																																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">41.0%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.8%</td> </tr> <tr> <td>永久に損金に算入されない課徴金</td> <td style="text-align: right;">8.2%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△8.5%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">2.4%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">24.4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.3%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等負担率</td> <td style="text-align: right;">70.1%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	41.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%	永久に損金に算入されない課徴金	8.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.5%	住民税均等割	2.4%	評価性引当額の増減	24.4%	その他	△0.3%	税効果会計適用後の法人税等負担率	70.1%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失であったため記載していない</p>																																								
法定実効税率 (調整)	41.0%																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%																																																								
永久に損金に算入されない課徴金	8.2%																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.5%																																																								
住民税均等割	2.4%																																																								
評価性引当額の増減	24.4%																																																								
その他	△0.3%																																																								
税効果会計適用後の法人税等負担率	70.1%																																																								

(1株当たり情報)

第110期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		第111期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	802円29銭	1株当たり純資産額	674円50銭
1株当たり当期純利益金額	5円31銭	1株当たり当期純損失金額	81円12銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していない。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であるため記載していない。	

(注) 1 1株当たり情報の計算については、自己株式数を控除して算出している。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

項目	第110期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	第111期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	682	△10,353
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	682	△10,353
普通株式の期中平均株式数 (株)	128,555,124	127,626,889

(重要な後発事象)

該当事項なし。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
(株)T&Dホールディングス	1,022,935	8,316
ホソカワミクロン(株)	3,000,000	2,994
(株)みずほフィナンシャルグループ	3,449	2,617
住友信託銀行(株)	1,691,000	2,078
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,077	1,433
みずほ信託銀行(株)	4,885,000	1,274
富士火災海上保険(株)	2,350,000	1,139
住友金属工業(株)	1,823,236	1,110
(株)みずほフィナンシャルグループ優先株式	1,000	1,000
(株)淀川製鋼所	1,350,000	978
(株)りそなホールディングス	2,871	910
岩谷産業(株)	2,417,753	851
(株)西島製作所	652,200	726
(株)奥村組	940,000	607
住友大阪セメント(株)	1,551,775	549
(株)三井住友フィナンシャルグループ	497	531
新日本製鐵(株)	636,000	526
(株)滋賀銀行	619,350	507
その他(69銘柄)	4,222,215	2,257
計	27,170,359	30,411

【債券】

銘柄	券面総額 (円)	貸借対照表計上額 (百万円)
(投資有価証券)		
その他有価証券		
#204回利付国債	100,000,000	101
フィリピン国債	1,358,666ペソ	3
計	100,000,000 1,358,666ペソ	104

【その他】

種類及び銘柄	投資口数等	貸借対照表計上額（百万円）
(有価証券)		
その他有価証券		
(投資信託受益証券)		
公社債投信	100,000,000	100
小計	100,000,000	100
(投資有価証券)		
その他有価証券		
(優先出資証券)		
ミズホプリファードキャピタル (ケイマン) 2リミテッド優先出資証券	10	1,000
ミズホプリファードキャピタル (ケイマン) 7リミテッド優先出資証券	10	1,000
(投資信託受益証券)		
Lプラス2002-11	30,000	289
グローバル・ソブリン・オープン	350,000,000	280
ノムラ日本株戦略ファンド	295,348,266	259
証券投資信託受益証券 (9銘柄)	524,514,942	1,087
小計	1,169,893,228	3,917
計	1,269,893,228	4,017

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	19,337	158	2,584 (36)	16,911	10,386	361	6,525
構築物	4,258	32	339 (8)	3,951	2,953	84	998
機械及び装置	47,176	1,133	2,299	46,010	38,520	1,039	7,489
車両及び運搬具	421	21	30	413	352	10	60
工具・器具及び備品	7,547	222	636 (0)	7,132	6,406	231	726
土地	24,492	—	2,356 (61)	22,136	—	—	22,136
建設仮勘定	455	2,243	1,568	1,129	—	—	1,129
有形固定資産計	103,689	3,812	9,815 (107)	97,685	58,619	1,727	39,066
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	829	502	99	327
施設利用権	—	—	—	91	83	0	7
電話加入権	—	—	—	35	—	—	35
特許権他	—	—	—	26	26	0	0
無形固定資産計	—	—	—	983	612	100	371
長期前払費用	140	93	28	205	85	40	119
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 「当期減少額」のうち主なものは次の通りである。

建物	減少額	南港製品センター売却による減少	1,222百万円
建物	減少額	泉北工場売却による減少	1,222百万円
機械及び装置	減少額	南港製品センター売却による減少	220百万円
機械及び装置	減少額	泉北工場売却による減少	733百万円
土地	減少額	南港製品センター売却による減少	1,870百万円
土地	減少額	泉北工場売却による減少	424百万円

2 「当期増加額」のうち主なものは次の通りである。

建設仮勘定	増加額	クリモト創造技術研究所	501百万円
建設仮勘定	増加額	プレス増産設備	122百万円

3 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額である。

4 無形固定資産の金額は資産の総額の1%以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略している。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	2,458	2,198	3,134	12	1,509
賞与引当金	1,080	1,200	1,080	—	1,200
工事損失引当金	74	368	74	—	368
環境安全対策引当金	260	—	23	—	236

(注) 1 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、債権回収による戻入額1百万円、一般債権及び貸倒懸念債権に対する洗替額11百万円である。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(I) 流動資産

(イ) 現金及び預金

区分	金額 (百万円)
現金	59
預金	
当座預金	7,687
普通預金	1,289
通知預金	716
定期預金	1,690
小計	11,383
合計	11,442

(ロ) 受取手形

(a) 期日別

期日	金額 (百万円)	期日	金額 (百万円)
平成19年3月	114	平成19年7月	1,604
4月	163	8月	815
5月	189	9月以降	55
6月	1,371	合計	4,314

(b) 相手先別

相手先	金額 (百万円)	相手先	金額 (百万円)
UFJセントラルリース(株)	504	ヤマトガワ(株)	321
岩谷産業(株)	432		
(株)トシマ	394	その他	2,276
サムテック(株)	384	合計	4,314

(ハ) 売掛金

(a) 相手先別

相手先	金額(百万円)	相手先	金額(百万円)
栗本商事(株)	4,838	浜銀ファイナンス(株)	945
ヤマトガワ(株)	2,746		
双日マシナリー(株)	1,310	その他	15,374
栗本・大成共同企業体	1,264	合計	26,478

(b) 回収及び滞留状況

前期末残高(A) (百万円)	当期発生高(B) (百万円)	当期回収高(C) (百万円)	当期末残高(D) (百万円)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間 (日) $\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
28,595	82,307	84,424	26,478	76.1	122.1

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しているが、上記(当期発生高)には消費税等が含まれている。

(二) 製品

品名	金額(百万円)	品名	金額(百万円)
鉄管	4,325	建材	121
バルブ	677	合計	5,125

(ホ) 原材料

品名	金額(百万円)	品名	金額(百万円)
鉄管用原材料	347		
建材用原材料	309	合計	657

(ヘ) 仕掛品

品名	金額(百万円)	品名	金額(百万円)
鉄構	2,989	環境	1,000
機械	2,205	鉄管他	387
バルブ	1,183	合計	7,767

(ト) 半成工事

工事名	金額(百万円)	工事名	金額(百万円)
鉄構工事	525	機械工事	27
環境工事	49		
鉄管工事	31	合計	633

(チ) 貯蔵品

品名	金額(百万円)	品名	金額(百万円)
部品・補助材料	731	その他	1
工具・消耗品	102	合計	835

(Ⅱ)投資その他の資産
関係会社株式

銘柄	金額 (百万円)
栗本細野(株)	2,315
(株)本山製作所	1,874
八洲化工機(株)	453
(株)クリモトテクノス	430
大将作工業股份有限公司	364
その他	2,578
合計	8,016

(Ⅲ)流動負債
(イ)支払手形
(a) 期日別

期日	金額 (百万円)	期日	金額 (百万円)
平成19年3月	1,290	平成19年7月	1,030
4月	1,007	8月	70
5月	828	9月以降	47
6月	812	合計	5,087

(b) 相手先別

相手先	金額 (百万円)	相手先	金額 (百万円)
栗本物流(株)	793	スズフジ・スチールサービス(株)	99
(株)奥村組	649		
日本青銅(株)	111	その他	3,325
(株)斉藤鐵工所	107	合計	5,087

(ロ)買掛金

相手先	金額 (百万円)	相手先	金額 (百万円)
クリモト・トレーディング(株)	4,776	(株)ミヤマエ	304
(株)クリモトテクノス	536		
信栄機鋼(株)	304	その他	10,127
西部電機(株)	304	合計	16,354

(ハ)短期借入金

区分	金額（百万円）
(株)みずほコーポレート銀行	5,380
(株)三井住友銀行	3,787
(株)りそな銀行	3,705
みずほ信託銀行(株)	2,020
(株)三菱東京UFJ銀行	1,382
その他	2,351
合計	18,626

(IV)固定負債
長期借入金

区分	金額（百万円）
(株)みずほコーポレート銀行	2,350
(株)三井住友銀行	1,902
(株)りそな銀行	1,630
太陽生命保険(株)	775
みずほ信託銀行(株)	700
その他	2,156
合計	9,513

(3) 【その他】

- ①当社の水道用ダクタイル鋳鉄管直管の営業の一部について、当社従業員の行為が独占禁止法に違反するとして、平成11年12月に公正取引委員会から課徴金の納付命令を受けたが、その算定方法について平成12年1月に審判手続きの開始を請求し、現在審判中である。
- ②当社の連結子会社である栗本建設工業株式会社において、平成18年10月に大阪市の神崎川隣接の工場跡地土壌改良請負工事について、株式会社大林組から損害賠償請求を提訴され、現在係属中である。
なお、当社は栗本建設工業株式会社の連帯保証を行っている。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、500株券、1,000株券、10,000株券、100,000株券、100株未満の株数を表示した株券 ただし、単元未満株式の数を表示した株券は、株券の喪失、汚損、毀損ならびに満欄による再発行の場合を除き発行しない。
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	1枚につき印紙税相当額
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、大阪市において発行する産業経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.kurimoto.co.jp
株主に対する特典	該当事項なし

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、証券取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- | | | | |
|-------------------------|-----------------|--------------|-------------|
| (1) 自己株券買付状況報告書 | 報告期間 | 自 平成18年5月1日 | 平成18年6月6日 |
| | | 至 平成18年5月31日 | 関東財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第110期) | 自 平成17年4月1日 | 平成18年6月30日 |
| | | 至 平成18年3月31日 | 関東財務局長に提出。 |
| (3) 自己株券買付状況報告書 | 報告期間 | 自 平成18年6月1日 | 平成18年7月5日 |
| | | 至 平成18年6月30日 | 関東財務局長に提出。 |
| (4) 発行登録書 | | | 平成18年8月10日 |
| | | | 関東財務局長に提出。 |
| (5) 半期報告書 | 事業年度 | 自 平成18年4月1日 | 平成18年12月21日 |
| | (第111期中) | 至 平成18年9月30日 | 関東財務局長に提出。 |
| (6) 訂正発行登録書 | | | 平成18年12月21日 |
| | | | 関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書

平成18年 6 月29日

株式会社栗本鐵工所

取締役会 御中

ナニワ監査法人

代表社員 公認会計士 道幸 静児 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 平井 文彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栗本鐵工所の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社栗本鐵工所及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は、当連結会計年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月27日

株式会社栗本鐵工所

取締役会 御中

ナニワ監査法人

代表社員 公認会計士 道幸 静児 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 平井 文彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栗本鐵工所の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社栗本鐵工所及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より改正後の連結財務諸表規則が適用されることとなるため、この規則により連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成18年 6 月29日

株式会社栗本鐵工所

取締役会 御中

ナニワ監査法人

代表社員 公認会計士 道幸 静児 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 平井 文彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栗本鐵工所の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第110期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社栗本鐵工所の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載のとおり、会社は、当事業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年 6 月27日

株式会社栗本鐵工所

取締役会 御中

ナニワ監査法人

代表社員 公認会計士 道幸 静児 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 平井 文彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栗本鐵工所の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第111期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社栗本鐵工所の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より、改正後の財務諸表等規則が適用されていることとなるため、この規則により財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。